

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 20 年 2 月 18 日策定） 平成 20 年 12 月 25 日改正 平成 21 年 4 月 22 日改正 平成 21 年 7 月 23 日改正 平成 22 年 3 月 8 日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第 9 条第 1 号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日 政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	③ 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 91 施策（平成 22 年 3 月 8 日改正） 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 21 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 21 年 4 月 22 日策定） 平成 21 年 7 月 23 日改正 平成 22 年 3 月 8 日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：21 政策（成果重視事業 1 施策を含む）
	② 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数			
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 [225測定指標] (成果重視事業1施策含む) 〔表1-3-ア〕 {実績評価方式：21件} 〔表1-3-イ〕	目標以上の成果を達成できた	64	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	7		
			達成できた	96		概算要求に反映	7	
						機構・定員要求に反映	2	
							機構要求に反映	0
							定員要求に反映	2
			達成に向けて進展があった	38	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	13		
						概算要求に反映	13	
							機構・定員要求に反映	3
							機構要求に反映	1
							定員要求に反映	3
達成に向けて一部進展があった	18			政策の重点化等	4			
達成に向けての進展はなかった	4			政策の一部の廃止・休止・中止	2			
わからない（現時点で未集計であるため）	3							
未開始	1							
評価対象事業が発生しなかった	1							
	《総合評価方式：2件》 〔表1-3-ウ〕	—	—	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	《1》			
					概算要求に反映	《1》		
				② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	《1》			
					概算要求に反映	《1》		
					機構・定員要求に反映	《1》		
					機構要求に反映	《0》		
					定員要求に反映	《1》		
					政策の重点化等	《1》		
					政策の一部の廃止・休止・中止	《1》		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—			

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。

2 < > は、平成20年度に評価結果が公表され、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

3 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は測定指標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、20 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 20 年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公文書等の保存及び利用の取組	改善・見直し
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	改善・見直し
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	引き続き推進
4	経済財政政策の推進	改善・見直し
5	地域活性化の推進	改善・見直し
6	科学技術政策の推進	引き続き推進
7	防災政策の推進	引き続き推進
8	沖縄政策の推進	改善・見直し
9	共生社会実現のための施策の推進	改善・見直し
10	栄典事務の適切な遂行	引き続き推進
11	男女共同参画社会の形成の促進	改善・見直し
12	国民生活政策の推進	引き続き推進
13	食品の安全性の確保	改善・見直し
14	原子力利用の安全確保	改善・見直し
15	公益法人制度改革等の推進	改善・見直し
16	経済社会総合研究の推進	引き続き推進
17	迎賓施設の適切な運営	改善・見直し
18	北方領土問題の解決の促進	改善・見直し
19	国際平和協力業務等の推進	引き続き推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	改善・見直し

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 1-4-①参照。

2 No.16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、21 政策を対象として評価を実施中（平成 22 年 8 月公表予定）。

表 1-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	公文書等の保存及び利用の取組
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
4	経済財政政策の推進
5	地域活性化の推進
6	科学技術政策の推進
7	防災政策の推進
8	沖縄政策の推進
9	共生社会実現のための施策の推進
10	栄典事務の適切な遂行
11	男女共同参画社会の形成の促進
12	国民生活政策の推進
13	食品の安全性の確保
14	原子力利用の安全確保
15	公益法人制度改革等の推進
16	経済社会総合研究の推進
17	迎賓施設の適切な運営
18	北方領土問題の解決の促進
19	国際平和協力業務等の推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
21	官民人材交流センターの適切な運営

(注) No. 16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

(3) 以下の2政策は、総合評価方式を用いて、「平成18年度内閣府本府政策評価実施計画」及び「平成19年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき評価を実施し、その結果を平成20年12月25日に「平成19年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 1-3-ウ 総合評価方式により平成20年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	沖縄振興計画(沖縄の振興への取組)	改善・見直し
2	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表1-4-②参照。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

政策分野	政策	施策
1. 公文書館関連政策	1. 公文書等の保存及び利用の取組	(1) 公文書館制度の推進
2. 政府広報・広聴	1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
3. 遺棄化学兵器廃棄処理	1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の発掘・回収
4. 経済財政政策	1. 経済財政政策の推進	(1) 地域力再生機構（仮称）の監督体制等の整備 (2) 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (3) 対日直接投資の増進 (4) 物価関連施策の推進 (5) 再チャレンジ支援の推進 (6) 道州制特区の推進 (7) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (8) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (9) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (10) 国内の経済動向の分析 (11) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (12) 海外の経済動向の分析
5. 地域活性化政策	1. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 地方の元気再生事業の実施 (3) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の配分計画の策定 (4) 地域活性化・生活対策臨時交付金の配分計画の策定 (5) 構造改革特区計画の認定 (6) 地域再生計画の認定 (7) 特定地域再生事業会社の指定 (8) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (9) 地域再生支援利子補給金の支給
6. 科学技術政策	1. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）
7. 防災政策	1. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進
8. 沖縄政策	1. 沖縄政策の推進	(1) 駐留軍用地跡地利用の推進 (2) 沖縄の離島の活性化 (3) 沖縄振興計画の推進に関する調査 (4) 沖縄における産業振興 (5) 沖縄における社会資本等の整備 (6) 沖縄の特殊事情に伴う特別対策 (7) 沖縄の戦後処理対策
9. 共生社会政策	1. 共生社会実現のための施策の推進	(1) 青年国際交流の推進 (2) 青少年健全育成に関する普及・啓発 (3) 食育の総合的推進（食育推進基本計画） (4) 食育に関する普及・啓発 (5) 少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱） (6) 少子化社会対策に関する普及・啓発 (7) 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱） (8) 高齢社会対策に関する普及・啓発 (9) バリアフリー化推進に関する普及・啓発

		(10) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
		(11) 障害者施策に関する普及・啓発
		(12) 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
		(13) 交通安全対策に関する普及・啓発
		(14) 犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
		(15) 犯罪被害者等施策に関する普及・啓発
		(16) 自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
		(17) 自殺対策に関する普及・啓発
10. 栄典事務の遂行	1. 栄典事務の適切な遂行	(1) 栄典事務の適切な遂行
11. 男女共同参画社会の形成の促進	1. 男女共同参画社会の形成の促進	(1) 男女共同参画に関する普及・啓発
		(2) 国際交流・国際協力の促進
		(3) 男女共同参画施策の総合的推進（男女共同参画基本計画）
		(4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組
		(5) 女性のチャレンジ支援
12. 国民生活政策	1. 国民生活政策の推進	(1) 国民生活に関する調査分析
		(2) 省資源・省エネルギー型生活の推進
		(3) 公益通報者保護の推進
		(4) 社会的責任の取組促進に関する施策の推進
		(5) 個人情報保護に関する施策の推進
		(6) 市民活動の促進
		(7) 消費者行政の推進（消費者基本計画を含む）
		(8) 消費者契約法の施行
		(9) 消費者の安全に係る施策の推進
13. 食品安全政策	1. 食品の安全性の確保	(1) 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ
		(2) 食品健康影響評価技術研究の推進
		(3) 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進
14. 原子力安全確保政策	1. 原子力利用の安全確保	(1) 原子力利用の安全確保に係る施策の遂行
15. 公益法人制度改革等	1. 公益法人制度改革等の推進	(1) 公益法人制度改革等の推進
16. 経済社会総合研究	1. 経済社会総合研究の推進	(1) 経済社会活動の総合的研究
		(2) 国民経済計算
		(3) 人材育成、能力開発
		(4) 経済財政政策関係業務システムの最適化（成果重視事業）
17. 迎賓施設の運営	1. 迎賓施設の適切な運営	(1) 迎賓施設の適切な運用
		(2) 迎賓施設の管理・運営の効率化
		(3) 一般参観の適切な実施
18. 北方領土問題の解決の促進	1. 北方領土問題の解決の促進	(1) 北方領土問題解決促進のための施策の推進
19. 国際平和協力業務等	1. 国際平和協力業務等の推進	(1) 国際平和協力業務等の推進
20. 科学に関する重要事項の審議等	1. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	(1) 政府・社会等に対する提言等
		(2) 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動
		(3) 科学の役割についての普及・啓発
		(4) 科学者間ネットワークの構築

(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h21/taiou_h21.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成19年3月12日策定） 平成21年8月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	③ 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 ① 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの ② ①に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に秘書課及び主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成21年度宮内庁政策評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：1政策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	{事業評価方式：1件} [表2-3-ア]	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度宮内庁政策評価実施計画」等に基づき、1 政策を対象として評価を実施中（平成 23 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	宮内庁の広報活動の推進

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定） 平成22年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第3条第6号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算（定員等を含む。）要求、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課等は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課及び各局筆頭課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成21年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：4施策等 ○ 総合評価：4施策等（成果重視事業1件を含む）
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成 21 年 7 月 22 日に公表。

表 3-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	企業結合の審査（平成 20 年度）	引き続き推進
2	独占禁止法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	改善・見直し
施策 2 ルールある競争社会の推進		
3	下請法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	引き続き推進
4	景品表示法違反行為に対する措置（平成 20 年度）	その他

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 3-4-①参照。
2 「評価結果の反映状況」欄において「その他」としている政策は、消費者庁に移管されたもの。

(2) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 21 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「総合評価書」として平成 21 年 7 月 22 日及び 22 年 3 月 31 日に公表。

表 3-3-イ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 2 ルールある競争社会の推進		
1	不公正な取引方法の規制－知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の取組－	引き続き推進
2	消費者取引の適正化の推進－景品表示法の周知－	その他
施策 3 競争環境の積極的な創造		
3	国際協力の推進－国際競争ネットワーク（ICN）第 7 回年次総会の主催を通じた国際協力－	改善・見直し
4	法令遵守意識の向上（成果重視事業）－企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上－	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 3-4-②参照。
2 「評価結果の反映状況」欄において「その他」としている政策は、消費者庁に移管されたもの。

(3) 以下の1施策等は、「平成16年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成16年7月28日に公表し、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表3-3-ウ 実績評価方式により平成16年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用—平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続—	引き続き推進

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表3-4-③参照。

(4) 以下の6施策等は、「平成17年度公正取引委員会政策評価実施計画」、「平成18年度公正取引委員会政策評価実施計画」及び「平成19年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成17年11月17日、18年7月19日、19年7月25日及び20年3月28日に公表し、「平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成18年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表3-3-エ 総合評価方式により平成17年度、18年度及び19年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	取引慣行等の実態把握・改善—ガソリン・家電製品の流通実態調査	改善・見直し
2	競争政策の普及啓発—改正独占禁止法の周知—	引き続き推進
3	中小企業を取り巻く取引の公正化—大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知—	改善・見直し
4	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化—共同研究の実施、公開セミナー、シンポジウムの開催	引き続き推進
5	事業活動に関する相談・指導	引き続き推進
6	規制改革分野における競争環境の整備—「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表—	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表3-4-④参照。

2 No.1は平成17年度、No.2は18年度、No.3～6は19年度に評価を実施。

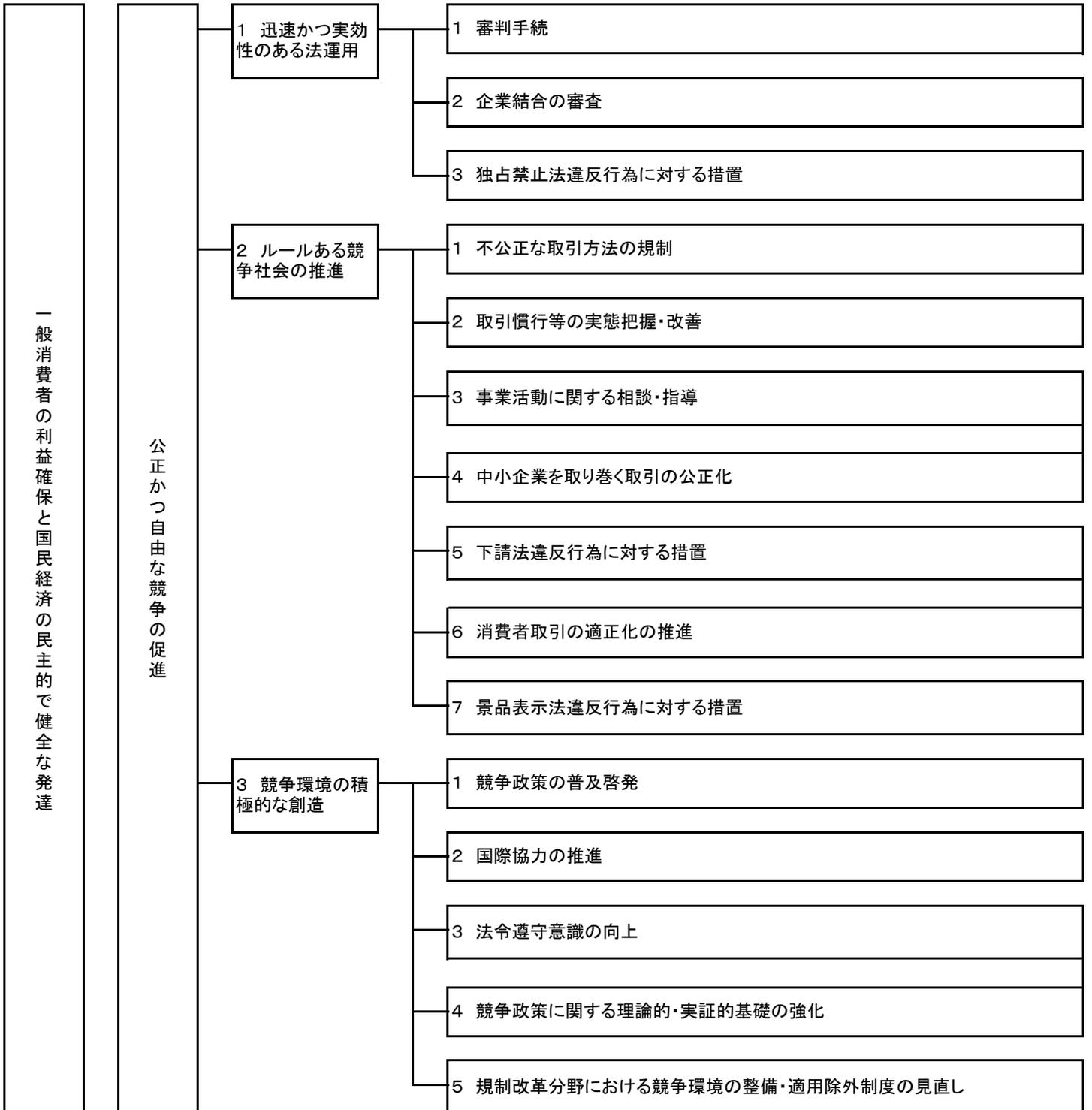
政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本目標

政策

施策



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan21.pdf>)参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定）</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年1月1日から24年3月31日まで</p> <p>○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。</p> <p>○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</p> <p>○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。</p>
<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>④ 政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。</p> <p>事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。</p> <p>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの <p>○ 計画期間内に対象とする政策：15政策</p>
<p>⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備</p>	<p>⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備</p>	<p>○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、総務課とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</p>
<p>実施計画の名称</p>	<p>平成21年度政策評価の実施に関する計画（平成20年12月25日策定）</p>	
<p>実施計画の主な規定内容</p>	<p>① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<p>○ 実績評価：</p> <p>① 平成20年を評価期間とする8の基本目標と28の業績目標について評価書を作成。</p> <p>② 平成21年1月から22年3月までの間を評価期間とする8の基本目標と30の業績目標について評価を実施（平成22年度に評価書を作成）。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価：評価書を作成する予定なし（2つの規制について平成22年度に、1の事業及び11の規制について平成23年度に評価書を作成）。 ○ 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成（1つの行政課題について平成23年に評価書を作成）。
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、8の基本目標と30の業績目標について定めた「平成21年度実績評価計画書」（平成20年12月）を策定している。

表4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：28件 〔表4-3-ア〕 { 8の基本目標と30の業績目標 } 〔表4-3-イ〕	達成	9	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	24	
			おおむね達成	15		概算要求に反映	24
						機構・定員要求に反映	20
		達成が十分とはいえない	4	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	概算要求に反映	4	
					機構・定員要求に反映	2	
		総合評価方式：1つの行政課題 〔表4-3-ウ〕 《総合評価方式：1つの行政課題》 〔表4-3-エ〕 { 総合評価方式：1つの行政課題 } 〔表4-3-オ〕	これまでの取組を引き続き進める	1	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1	
			概算要求に反映	0		《1》	
{ 事業評価方式：14件 } (規制)〔表4-3-カ〕 (事業)〔表4-3-キ〕	これまでの取組の改善・見直しを行うことが妥当	0	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	0			
	概算要求に反映	0		0			
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 《 》は、平成20年度に評価結果が公表され、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年政策評価の実施に関する計画」等に基づき、8 の基本目標と 28 の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 7 月 16 日に「平成 20 年実績評価書」として公表。

表 4-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進
5	良好な生活環境の保持	引き続き推進
6	経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保	引き続き推進
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進		
7	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
8	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
9	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
10	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	改善・見直し
11	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化		
12	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
13	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	改善・見直し
14	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	改善・見直し
15	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
16	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約 2 割減、70 歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約 1 割抑止への挑戦～		
17	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
18	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
19	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
20	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	改善・見直し
21	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標 5 国の公安の維持		
22	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
23	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
24	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
25	グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実		
26	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標 7 情報セキュリティの確保		
27	サイバー空間の安全確保	引き続き推進
基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上		
28	警察行政の電子化の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表4-4-①参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、8 の基本目標と 30 の業績目標について評価を実施中（平成 22 年度中に公表予定）。

表 4-3-イ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
11	振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進
13	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪支援者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できる IT 社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止
基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	
30	警察行政の電子化の推進

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、1つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 18 日に「総合評価書 G 8 司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進」として公表。

表 4-3-ウ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	G 8 司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 4-4-②参照。

- (4) 以下の 1 つの行政課題は、「平成 20 年政策評価の実施に関する計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成 20 年度に「総合評価書」として公表し、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として 22 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 4-3-エ 総合評価方式により平成 20 年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	警察による国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 4-4-③参照。

- (5) 総合評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、1つの行政課題を対象として評価を実施中（平成 23 年度中に公表予定）。

表 4-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	振り込め詐欺対策の推進

- (6) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、13 の規制及び 1 の事業を対象として評価を実施中（平成 22 年度及び 23 年度中に公表予定）。

表 4-3-カ 事業評価方式により評価実施中の政策（規制）

No.	評価対象政策
警備業法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 244 号）により新設された規制	
1	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続
2	登録講習機関の登録の有効期間を 3 年とする
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）により新設された規制	
3	風俗営業の許可の欠格事由等の追加
4	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け
5	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務
6	デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加
7	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
8	警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追

	加
9	客引きをするための立ちふさがり及びつきまとい行為の禁止
10	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制	
11	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制	
12	準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないものうち、人を傷害し得るものをいう。）の所持の禁止
13	猟銃の所持許可の欠格事由の追加

（注） No. 1～2は平成22年度中に、No. 3～13は23年度中に公表予定。

表 4 - 3 - キ 事業評価方式により評価実施中の政策（事業）

No.	評価対象政策
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

（注）平成23年度中に公表予定。

別表

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動の強化 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪、環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 4 来日外国人犯罪対策の強化 5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 情報セキュリティの確保	1 サイバー空間の安全確保
8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	1 警察行政の電子化の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(<http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei22/seisaku.pdf>)参照

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定）	
基本計画の主な規定内容	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年7月1日から24年3月31日まで</p> <p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 評価の対象は、次のとおり。</p> <p>① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助）</p> <p>② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策）</p> <p>③ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く）</p> <p>④ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。</p> <p>○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。</p> <p>実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策</p> <p>事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</p> <p>総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策</p>
	<p>④ 政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。</p>
	<p>⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備</p>	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。</p> <p>○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。</p>
実施計画の名称	平成21年度金融庁政策評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	<p>① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<p>○ 実績評価：24施策</p> <p>○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成21年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成21年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施）</p>
	<p>② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数									
事前評価	事業評価方式：1件 (新規事業) 〔表5-3-ア〕	実施は妥当	1	① 評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	1									
				概算要求に反映	1									
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	事業評価方式：25件 (規制) 〔表5-3-イ〕	規制の新設又は改廃は妥当	25	① 評価結果を踏まえて、法案を国会に提出した	6								
					② 評価結果を踏まえて、政令等を制定及び改正した	19								
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-ウ〕 〔実績評価方式：24件〕 〔表5-3-エ〕	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	11	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	11								
							概算要求に反映	6						
							機構・定員要求に反映	9						
							機構要求に反映	4						
		定員要求に反映	8											
		事業評価方式：4件 (成果重視事業2件含む) 〔表5-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】	1								
							実施は妥当	2	② 評価結果を踏まえ、今後も同種の施策に反映させることとした	3				
											実施は妥当であったが、更なる強化等の検討が必要	1		
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—							
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—									
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—									

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成22年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「平成21年度事業評価書」として公表。

表5-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	電子データ保全解析および証拠化機材の整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表5-4-①参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る25政策を対象として評価を実施し、その結果を平成21年4月28日、5月18日、5月29日、6月19日、6月30日、10月16日、10月29日、11月6日、12月7日、12月28日、22年2月12日及び3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	金融商品に関する注記及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設等
2	外国為替証拠金取引規制の見直し
3	継続企業の前提に関する注記規定の改正(四半期・中間)
4	外国為替証拠金取引規制の見直し
5	登録金融機関における総合口座貸越による証券取引を一定の要件の下で可能とすること
6	国際会計基準による連結財務諸表等の作成等
7	金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設
8	外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入
9	有価証券店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入
10	金融商品取引所等(金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社)の議決権の保有制限に係る規定の整備
11	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し
12	組織再編成対象会社の範囲の見直し
13	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置の創設
14	「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し
15	目論見書制度の見直し
16	金融商品取引法上の開示規制の適用除外とされるみなし有価証券の追加
17	前払式支払手段に係る制度整備
18	資金移動に係る制度整備
19	ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直し
20	コーポレート・ガバナンスの強化に向けた開示の充実
21	店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用義務付け
22	国内清算機関の基盤強化
23	店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告制度の創設
24	証券会社の連結規制・監督の導入
25	金融商品取引業者の主要株主に対する規制の強化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表5-4-②参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 20 年度実績評価書」として公表。

表 5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保		
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること		
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	改善・見直し
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること		
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	新興市場国の金融当局への技術支援	引き続き推進
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護		
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること		
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	引き続き推進
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	改善・見直し
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること		
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	引き続き推進
14	公認会計士監査の充実・強化	改善・見直し
基本目標Ⅲ 円滑な金融等		
施策目標 1 活力のある市場を構築すること		
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	改善・見直し
16	決済システム等の整備	引き続き推進
17	専門性の高い人材の育成等	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	改善・見直し
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること		
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	引き続き推進
20	地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化	引き続き推進
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること		
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
(業務支援基盤整備に係る施策)		
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
24	専門性の高い調査研究の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 5-4-③参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象に評価を実施中（平成 22 年 8 月公表予定）。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保	
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること	
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること	
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
5	新興市場国の金融当局への技術支援
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護	
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること	
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進
12	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実
14	公認会計士監査の充実・強化
基本目標Ⅲ 円滑な金融等	
施策目標 1 活力のある市場を構築すること	
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計
16	決済システム等の整備
17	専門性の高い人材の育成等
18	個人投資家の参加拡大
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計
20	中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上
（業務支援基盤整備に係る施策）	
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
24	専門性の高い調査研究の実施

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 21 年度に効果が発現する事業のうち、以下の 2 事業及び 2 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度事業評価書」として公表。

表5-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

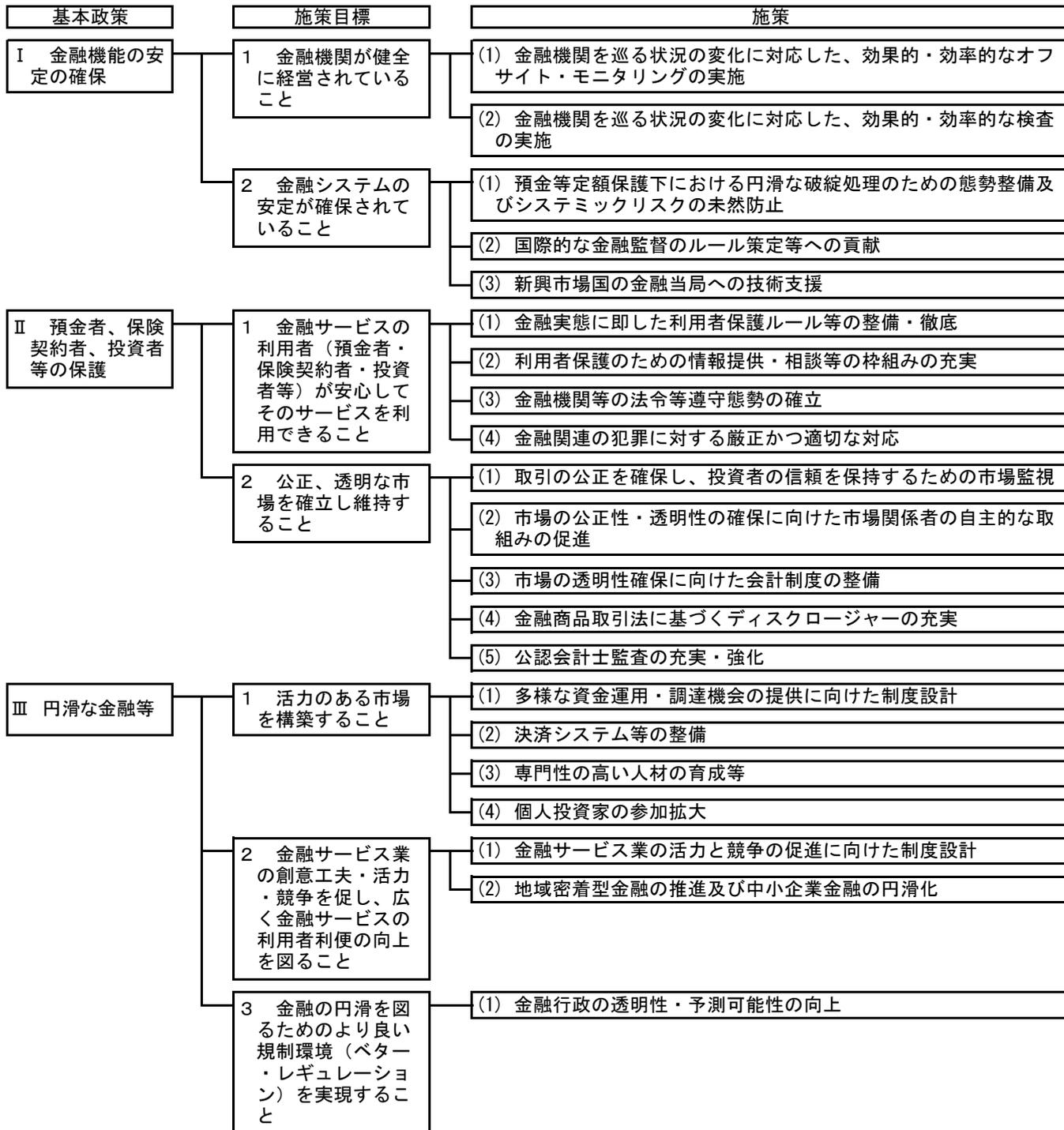
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	—
2	貸金業統計システムの機能拡張	—
3	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	引き続き推進
4	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築（成果重視事業）	—

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表5-4-④参照。
 2 No.1、2及び4は、事業終了後の評価を実施したものである。

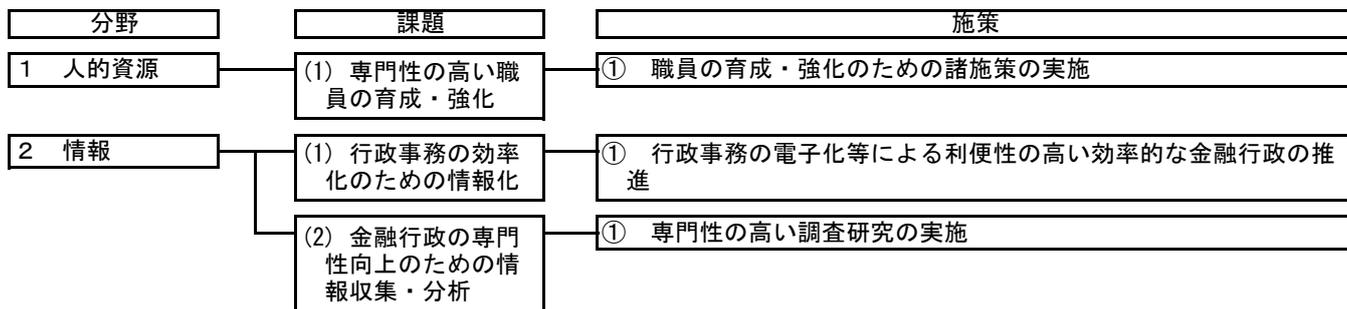
別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの



(業務支援基盤整備に係る施策)



(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku21.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	② 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	③ 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成21年度消費者庁政策評価実施計画（平成22年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：10施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	{実績評価方式：10件} 〔表6-3-ア〕	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、10施策を対象として、評価を実施中。

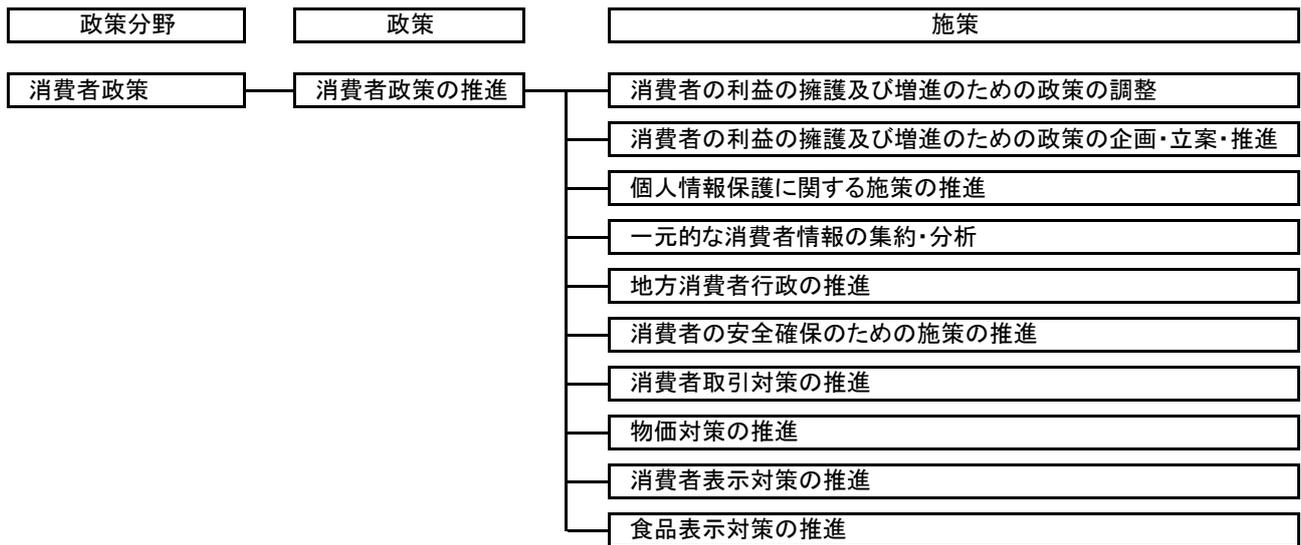
表6-3-ア 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整
2	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	一元的な消費者情報の集約・分析
5	地方消費者行政の推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進
7	消費者取引対策の推進
8	物価対策の推進
9	消費者表示対策の推進
10	食品表示対策の推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成21年度に実施中の評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/22seisakuyosan.pdf>)参照

総務省

《総務省》

表 7-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定） 平成21年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 ① 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業 ② 既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題 ③ 規制の新設又は改廃を目的とする政策
	③ 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 実績評価：総務省の主要な政策 事業評価：次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策 ① 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの ② 一定期間継続している研究開発制度（①に該当するものを除く。） ③ 一定期間継続している事業（①及び②に該当するものを除く。）であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業 総合評価：① 総務省の主要な政策 ② 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成21年度総務省政策評価実施計画（平成21年3月31日策定） 平成21年10月23日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策のうち4政策（その他に成果重視事業6件） ○ 事業評価：9政策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 総合評価：20の主要な政策のうち8政策

表 7-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：14件 (新規事業等)〔表7-3-ア〕	必要性・有効性等が認められる	14	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	12
		事業評価方式：12件 (規制)〔表7-3-イ〕	適切・妥当と考えられる	12	評価結果を踏まえ、法令等に反映	12
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：4件 〔表7-3-ウ〕	着実に取組効果が現れていることが認められる	4	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】	2
					概算要求に反映	2
					機構・定員要求に反映	1
					機構要求に反映 定員要求に反映	1 1
		② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の見直しを行った【改善・見直し】	2			
		概算要求に反映	2			
機構・定員要求に反映	2					
機構要求に反映 定員要求に反映	0 2					
政策の重点化等	2					
		事業評価方式：9件 〔表7-3-エ〕	一定の有効性・効率性等が認められる	9	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】	1
					概算要求に反映	1
					② 既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する	8
未着手 (法第7条第2項第2号イ)		該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)		該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)		総合評価方式：8件 〔表7-3-オ〕	設定した指標等について進展がみられ、一定の効果が認められるが、更なる推進のため不断の取組強化を要する	8	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】	4
					概算要求に反映	4
		機構・定員要求に反映			3	
		機構要求に反映 定員要求に反映			0 3	
		② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の見直しを行った【改善・見直し】			4	
		概算要求に反映			4 《2》	
		機構・定員要求に反映			4 《1》	
		機構要求に反映 定員要求に反映			2 4 《1》	
		政策の重点化等			1	
		政策の一部の廃止・休止・中止			1 《1》	

- (注) 1 事業評価方式により実施した事前評価(新規事業等)14 件のうちの2件は、平成 21 年 10 月に「平成 21 年度予算編成の方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、「総務省政策評価基本計画」に定める事前評価の対象に該当しない事業となった。
- 2 《 》は、平成 20 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 7-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 22 年度の概算要求時点における新規又はそれと同視できる程度の見直しを伴う拡充事業のうち、①新規研究開発のうち、予定総事業費が 5 億円以上のもの、②公共事業（情報通信格差是正事業）のうち、平成 21 年度に実施する予定総事業費が 5 億円を超えるもの、③その他の各予算要求事業のうち、予定総事業費が 10 億円以上（未定の場合は、5 年以上継続が見込まれ、かつ初年度要求額が 2 億円以上）のもの計 14 事業を対象として事前事業評価を実施し、平成 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度事前事業評価書」として公表。

表 7-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	高速処理・省電力化を実現するネットワークノード構成技術の研究開発
2	環境負荷低減に資するホームネットワーク技術の研究開発
3	超高速光エッジノード技術の研究開発
4	光空間通信技術の研究開発
5	大規模仮想化サーバ環境における情報セキュリティ対策技術の研究開発
6	クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発
7	高速・高品質な無線通信実現のための I C チップレベルの低ノイズ化技術の研究開発
8	次世代移動通信システムにおけるスマート基地局に関する研究開発
9	超高速近距離無線伝送技術等の研究開発
10	近距離無線伝送システムの高度利用に向けた周波数共用技術の調査検討
11	地域イントラネット基盤施設整備事業（東京都）
12	700MHz 帯等を用いた移動通信技術に関する検討
13	地域 I C T 安全・安心利活用推進交付金
14	電子行政ポータル等構築支援

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 7-4-①参照。
 2 No.1～9 は新規要求事業（研究開発）、No.10、13 及び 14 は新規要求事業、No.11 は継続事業（公共事業）、No.12 は継続事業である。
 3 平成 21 年 10 月に「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、11 月 30 日に以下の修正等が行われている。
 ① No.2 は、政策の名称が「次世代ホームネットワーク技術の研究開発」から、No.6 も、政策の名称が「クラウド時代の高信頼・省電力ネットワーク技術の研究開発」から、それぞれ変更されたものである。
 ② No.1～6 については、政策の名称及び内容等の見直しがあったことに伴い、平成 21 年 8 月 31 日に公表された評価書等に一部変更が生じたため、当該評価書等の一部について修正が行われている。
 ③ No.13 及び 14 は、平成 21 年 10 月に「平成 21 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）等を踏まえた概算要求が行われたことに伴い、「総務省政策評価基本計画」に定める事前評価の対象に該当しない事業となった。

(2) 規制の新設又は改廃に係る 12 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 5 月 15 日、7 月 13 日、8 月 7 日、9 月 3 日、11 月 20 日、22 年 1 月 4 日、2 月 1 日、3 月 5 日及び 3 月 31 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 7-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	加圧防排煙設備に係る技術上の基準
2	個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準改正

3	大規模地震に対応した避難誘導システムの義務付け
4	小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準
5	休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等
6	電気通信主任技術者の配置要件の見直し
7	居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅の消防用設備等の設置の基準
8	危険物物質の類の変更
9	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について
10	電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備
11	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備
12	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表7-4-②参照。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。そのうち、実績評価方式を用いて、「平成 21 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 7 月 7 日に「平成 21 年度政策評価書（主要な政策に係る評価）」として公表。

表 7-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	改善・見直し
2	ユビキタスネットワークの整備	引き続き推進
3	I C T 分野における国際戦略の推進	引き続き推進
4	消防防災体制の充実強化	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表7-4-③参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 7 月 7 日及び 22 年 1 月 21 日に「平成 21 年度事後事業評価書」として公表。

表 7-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	政府認証基盤最適化事業	引き続き推進
2	国際情報通信ハブ形成のための高度 I C T 共同実験	—
3	電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習	—
4	ユビキタスネットワーク技術の研究開発	—
5	電子タグの高度利活用に関する研究開発	—
6	ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発	—
7	アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発	—
8	偏波多重衛星通信技術の研究開発	—
9	総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表7-4-④参照。

2 上記は、総事業費が 10 億円以上の終了事業等で、事前評価を実施したもの等について評価を実施したものであり、No.1 以外の政策については、評価結果を踏まえた概算要求等が行われていない。

- (3) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。そのうち、総合評価方式を用いて、「平成 21 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 8 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 7 月 7 日に「平成 21 年度政策評価書（主要な政策に係る評価）」として公表。

表 7-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	適正な行政管理の実施	引き続き推進
2	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	改善・見直し
3	地方財源の確保と地方財政の健全化	引き続き推進
4	分権型社会を担う地方税制度の構築	引き続き推進
5	郵政行政の推進	改善・見直し
6	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	引き続き推進
7	恩給行政の推進	改善・見直し
8	公的統計の体系的な整備・提供	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 7-4-⑤参照。

- (4) 以下の 2 政策は、「平成 20 年度総務省政策評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成 20 年度に「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表し、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として 22 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 7-3-カ 総合評価方式により平成 20 年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	改善・見直し
2	行政評価等による行政制度・運営の改善	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 7-4-⑥参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	5 地域力創造
	6 地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 ユビキタスネットワークの整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/pdf/seisaku_yosan.pdf) 参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 8-1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成20年1月7日策定）	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から22年度までの3年間
	② 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	③ 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成21年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成21年3月23日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：2件 〔表8-3-ア〕 【実績評価方式：2件】 〔表8-3-イ〕	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	2	
			目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていくが、新たな事情に対する措置が必要	1		概算要求に反映	2
						機構・定員要求に反映	0
						政策の重点化等	1
						政策の一部の廃止・休止・中止	0
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
	その他の政策 (法第7条)	該当する政策なし	—	—	—	—	

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数
第2項第3 号)			

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 8-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 28 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 21 年度事後評価書）」として公表。

表 8-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行		
1	公害紛争の処理	改善・見直し
2	土地利用の調整	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 8-4-①参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

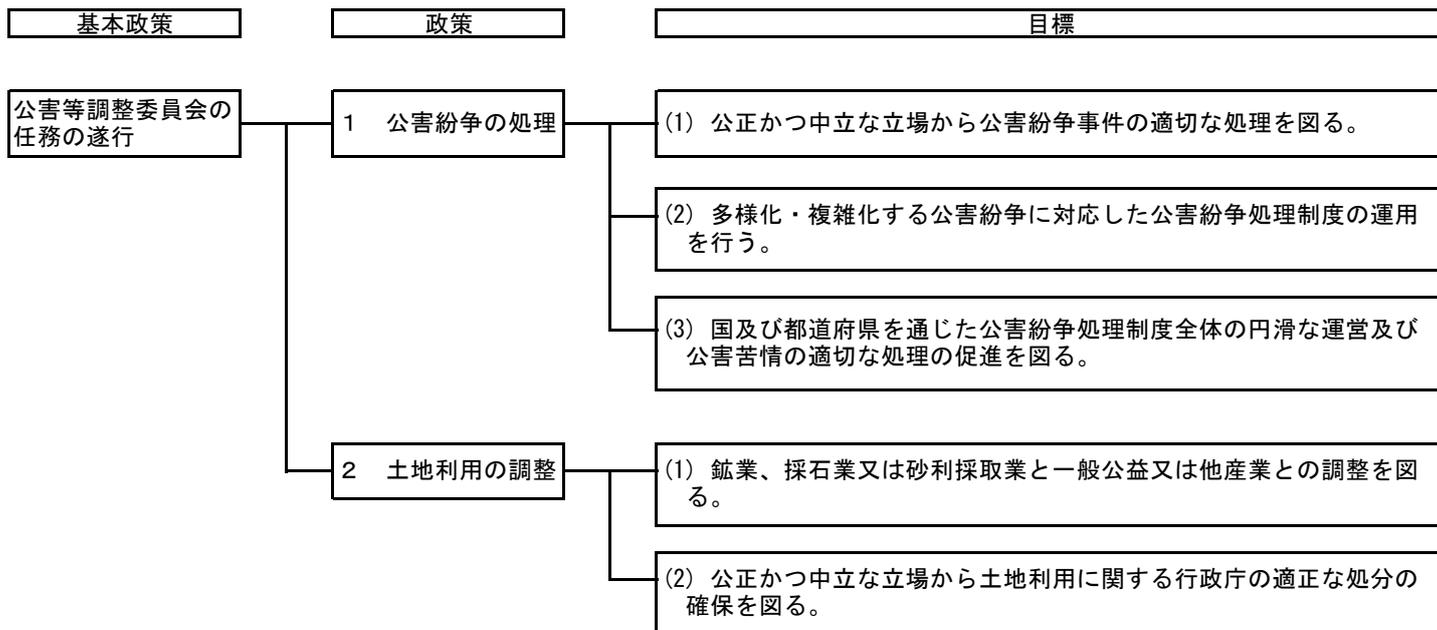
実績評価方式を用いて、「平成 21 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象に評価を実施中（平成 22 年 8 月公表予定）。

表 8-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
1	公害紛争の処理
2	土地利用の調整

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/pdf/seisaku_yosan.pdf)参照

法務省

《法務省》

表9-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定） 平成21年4月1日改正 平成21年12月28日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から22年度までの3年間
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 新規の政策のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うものとする。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象に選定して行うものとする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討し、予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用することにより、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映されるよう努めるものとする。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付けるものとする。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	法務省事後評価の実施に関する計画（平成21年3月31日策定） 平成21年12月28日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：5施策 3成果重視事業 ○ 総合評価：5施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価		事業評価方式：4件 〔表9-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	4	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 概算要求に反映	4 4	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：6件 〔表9-3-イ〕 〔実績評価方式：8件〕 (成果重視事業3件含む) 〔表9-3-ウ、エ〕	① そのまま継続が妥当	4	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	4 4 1 1 0	
			② 見直し・改善が必要	2	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行うこととした【改善・見直し】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映 政策の一部の廃止・休止・中止	2 2 1 1 1 2	
		総合評価方式：4件 (成果重視事業1件含む) 〔表9-3-オ〕 〔総合評価方式：5件〕 〔表9-3-カ〕	① そのまま継続が妥当	2	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	2 2 1 0 1	
			② 見直し・改善が必要	2	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行うこととした【改善・見直し】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映 政策の一部の廃止・休止・中止	2 2 2 1 2 0	
		事業評価方式：2件 〔表9-3-キ〕	所期の成果を得ることができた	2	今後も同様の結果が得られるよう努める	2	2
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表9-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の4事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月10日に「平成21年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	〔VII-14-(2)〕
1	施設の整備（松戸法務総合庁舎新営工事）
2	施設の整備（岡山法務総合庁舎新営工事）
	〔I-3-(1)〕
3	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯の研究）
4	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表9-4-①参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、6施策を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月10日に「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	法教育の推進	引き続き推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
3	矯正施設における適正な処遇の実施	改善・見直し
4	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
5	出入国の公正な管理	改善・見直し
6	法務行政における国際協力の推進	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表9-4-②参照。

- (2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、5施策及び3つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表9-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
2	検察権行使を支える事務の適正な運営

3	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備
4	保護観察対象者等の改善更生
5	法務行政における国際協力の推進

(注) 平成22年8月に公表予定。

表9-3-エ 実績評価方式により事後評価中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
1	登記情報システム再構築事業〔Ⅲ-9-(1)〕
2	地図管理業務・システムの最適化事業〔Ⅲ-9-(1)〕
3	出入国管理業務の業務・システムの最適化〔V-12-(1)〕

(注) 1 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 No.1は平成24年度、No.2は23年度、No.3は25年度に公表予定。

- (3) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
総合評価方式を用いて、平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、3施策及び1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月10日に「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	裁判員制度の啓発推進（成果重視事業）	改善・見直し
2	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	引き続き推進
3	人権の擁護	引き続き推進
4	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表9-4-③参照。

- (4) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
総合評価方式を用いて、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の5施策を対象として評価を実施中。

表9-3-カ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
3	人権の擁護
4	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理
5	出入国の公正な管理

(注) No.1～4は平成22年8月、No.5は24年度に公表予定。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月10日に「平成20年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 9-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策(終了後)

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究(再犯防止に関する総合的研究)
2	法務に関する調査研究(犯罪被害に関する総合的研究)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表9-4-④参照。

2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の促進 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000001749.pdf>)参照

外務省

《外務省》

表 10-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改正 平成21年9月改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間 ② 事前評価の対象等	○ 平成20年度から24年度までの5年間 ○ 対象は、以下の政策とする。 イ 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ロ 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ハ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策
	③ 事後評価の対象等	○ 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。 ○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業(予算要求(定員等を含む。)等)に反映させる。 ○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 ○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ○ 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 ○ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画(平成21年3月24日策定)	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7の基本目標に係る24の施策、46の具体的施策
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：政府開発援助4案件 ○ 未了：政府開発援助17案件
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		政府開発援助：59件 〔表 10-3-ア、イ〕 《政府開発援助：22件》 〔表 10-3-ウ〕	実施が妥当	59 《22》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	59 《22》	
					概算要求に反映（することを予定）	23 《22》	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	総合評価方式：24件 〔表 10-3-エ〕 〔総合評価方式：24件〕 〔表 10-3-オ〕	目標を達成した	0	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4	
			目標の達成に向けて相当な進展があった	10		概算要求に反映	4
						機構・定員要求に反映	1
						機構要求に反映	1
						定員要求に反映	1
			目標の達成に向けて進展があった	14		② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	20
			目標の達成に向けて一定の進展があった	0			概算要求に反映
機構・定員要求に反映	20						
機構要求に反映	14						
定員要求に反映	20						
目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった	0	③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止・中止した 【廃止・休止・中止】	13				
政策の重点化等	2						
政策の一部の廃止・休止・中止	0	0					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	政府開発援助：2件 〔表 10-3-カ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	政府開発援助：15件 〔表 10-3-キ〕	継続が妥当	15	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	15		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

- (注) 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。
 2 《 》 は、平成 20 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 10-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成21年5月28日、6月1日、6月4日、6月18日、6月24日、7月3日、7月14日、8月6日、8月18日、8月31日、10月26日、11月5日、11月16日、12月7日、12月17日、22年2月1日、3月4日、3月15日及び3月30日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表 10-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「ウランバートル市高架橋建設計画」(モンゴル国)
2	「ムワンザ州及びマラ州給水計画」(タンザニア連合共和国)
3	「コチャバンバ市南東部上水道施設改善計画」(ボリビア多民族国)
4	「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健施設整備計画」(セネガル共和国)
5	「バーブーダ島零細漁業施設整備計画」(アンティグア・バーブーダ国)
6	「ギゾ病院再建計画」(ソロモン諸島)
7	「ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画」(ソロモン諸島)
8	「カミギン島防災復旧計画」(フィリピン共和国)
9	「第三次橋梁架け替え計画」(ブータン王国)
10	「シンズリ道路建設計画(第三工区)」(ネパール連邦民主共和国)
11	「ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画」(パプアニューギニア独立国)
12	「リーブルビル零細漁業支援センター建設計画」(ガボン共和国)
13	「中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」(ブルキナファソ)
14	「小学校建設計画」(中央アフリカ共和国)
15	「カプサベット上水道拡張計画」(ケニア共和国)
16	「国道8号線改修計画」(ガーナ共和国)
17	「第三次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画」(マリ共和国)
18	「オロミア州給水計画」(エチオピア連邦民主共和国)
19	「国道一号線改修計画(第3期)」(カンボジア王国)
20	「空港治安対策強化計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
21	「第四次初等教育施設整備計画」(モンゴル国)
22	「ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画」(ザンビア共和国)
23	「ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画」(ボリビア多民族国)
24	「中学校建設計画」(モザンビーク共和国)
25	「気象レーダーシステム整備計画」(フィリピン共和国)
26	「国立障害者リハビリテーション・センター建設計画」(ペルー共和国)
27	「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」(コンゴ民主共和国)
28	「マサシーマンガッカ間道路整備計画(3/3)」(タンザニア連合共和国)
29	「ニアス島橋梁復旧計画」(インドネシア共和国)
30	「ゴープ伝統的水産基盤改善計画」(グレナダ国)
31	「クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画」(グアテマラ共和国)
32	「ンガリエマ浄水場改修計画」(コンゴ民主共和国)
33	「上水道エネルギー効率改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
34	「ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画」(パレスチナ自治区)
35	「オーロラ記念病院改善計画」(フィリピン共和国)
36	「ダンバクンダ州給水施設整備計画」(セネガル共和国)
37	「第二次地方給水計画」(ルワンダ共和国)
38	「ジャフナ教育病院中央機能改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-①参照。
 なお、平成22年度予算要求までに公表したNo.1~22については、予算要求に反映。

- (2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成21年6月18日、10月26日、11月5日、12月17日、22年2月23日、3月15日、3月17日、3月25日及び3月30日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表10-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「物流インフラ開発計画」(フィリピン共和国)
2	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
3	「貧困地域小規模インフラ整備計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
4	「中小企業支援計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
5	「第八次貧困削減支援貸付(景気刺激支援含む)」(ベトナム社会主義共和国)
6	「第二次気候変動対策プログラム・ローン(景気刺激支援含む)」(インドネシア共和国)
7	「東西ハイウェイ整備計画」(グルジア)
8	「中西部上水道セクターローン」(イラク共和国)
9	「アル・アッカーズ火力発電所建設計画」(イラク共和国)
10	「デラロック水力発電所建設計画」(イラク共和国)
11	「ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画」(ルーマニア)
12	「ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画」(エジプト・アラブ共和国)
13	「ルムットバライ地熱発電計画」(インドネシア共和国)
14	「ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第一期)」(インドネシア共和国)
15	「地方都市上水道整備計画」(モロッコ王国)
16	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第五期)」(インド)
17	「コルカタ東西地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
18	「チェンナイ地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
19	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第二期)」(インド)
20	「オルカリアI 4・5号機地熱発電計画」(ケニア共和国)
21	「全国基幹送電網拡充計画」(パキスタン・イスラム共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-②参照。
 なお、平成22年度予算要求までに公表したNo.1については、予算要求に反映。

- (3) 以下の22案件（無償資金協力8、有償資金協力14）は、平成20年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「外務省における事前評価書」として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表10-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成20年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「ポンペイ国際空港改善計画」(ミクロネシア連邦)
2	「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画(1/2)」(インドネシア共和国)
3	「ドウスティーニジノピヤンジ間道路整備計画(2/2)」(タジキスタン共和国)
4	「ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画」(バングラデシュ人民共和国)
5	「第二次ザンジバル市街地給水計画」(タンザニア連合共和国)
6	「緊急給水計画」(モザンビーク共和国)
7	「緊急給水計画」(セネガル共和国)
8	「第四次小学校建設計画」(カメルーン共和国)
有償資金協力	

9	「環境開発計画」(フィリピン共和国)
10	「チェンナイ地下鉄建設計画」(インド)
11	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ2)」(インド)
12	「中小零細企業・省エネ支援計画」(インド)
13	「地方都市上下水道整備計画」(アゼルバイジャン共和国)
14	「ハリプール新発電所建設計画(第二期)」(バングラデシュ人民共和国)
15	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第四期)」(インド)
16	「グワハティ上水道整備計画」(インド)
17	「ホゲナカル上水道整備計画・フッ素症対策計画(フェーズ2)」(インド)
18	「バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(I)」(タイ王国)
19	「ハイフォン都市環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第二期ハノイ水環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「国道・省道橋梁改修計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
22	「ジャカルタ都市高速鉄道計画(第一期)」(インドネシア共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-③参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成21年度(平成20年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月20日に「平成21年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	改善・見直し
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	改善・見直し
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し
11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、IT広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	引き続き推進
20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-④参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 22 年度（平成 21 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の 7 の基本目標に係る 24 の施策を対象として評価を実施中。

表 10-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
10	国際経済に関する取組
11	国際法の形成・発展に向けた取組
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
13	海外広報、文化交流
14	報道対策、国内広報、I T 広報
15	領事サービスの充実
16	海外邦人の安全確保に向けた取組
17	外国人問題への対応強化
18	外交実施体制の整備・強化
19	外交通信基盤の整備・拡充及び I T を活用した業務改革
20	経済協力
21	地球規模の諸問題への取組
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）の 2 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 20 日及び 11 月 30 日に「平成 21 年度外務省政策評価書」として公表。

表 10-3-カ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「タンジュンプリオク港緊急リハビリ計画」（インドネシア）	引き続き推進
2	「アンカラ給水計画」（トルコ）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 10-4-⑤参照。

2 平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号イとして 1 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況やその他状況の変化により追加の評価を行った 1 案件を加えた 2 案件を評価している。

(4) 「平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 15 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 20 日に「平成 21 年度外務省政策評価書」として公表。

表 10-3-キ 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「中部ルソン灌漑計画」(フィリピン)	引き続き推進
2	「アグノ川洪水制御計画(Ⅱ)」(フィリピン)	引き続き推進
3	「メトロイリガン産業拠点インフラ整備計画」(フィリピン)	引き続き推進
4	「下水処理施設整備計画」(モーリシャス)	引き続き推進
5	「農業改革地区総合農業開発計画」(タイ)	引き続き推進
6	「送配電網整備計画」(アルメニア)	引き続き推進
7	「山西省王曲火力発電所建設計画(2)」(中国)	引き続き推進
8	「陝西省韓城第2火力発電所建設計画(2)」(中国)	引き続き推進
9	「観光セクター開発計画」(ヨルダン)	引き続き推進
10	「ラデスーラグレット橋建設計画」(チュニジア)	引き続き推進
11	「水資源管理計画」(チュニジア)	引き続き推進
12	「サラワク大学建設計画」(マレーシア)	引き続き推進
13	「東方政策」(マレーシア)	引き続き推進
14	「ベリスダム建設計画」(マレーシア)	引き続き推進
15	「ハノイ交通網整備計画」(ベトナム)	引き続き推進

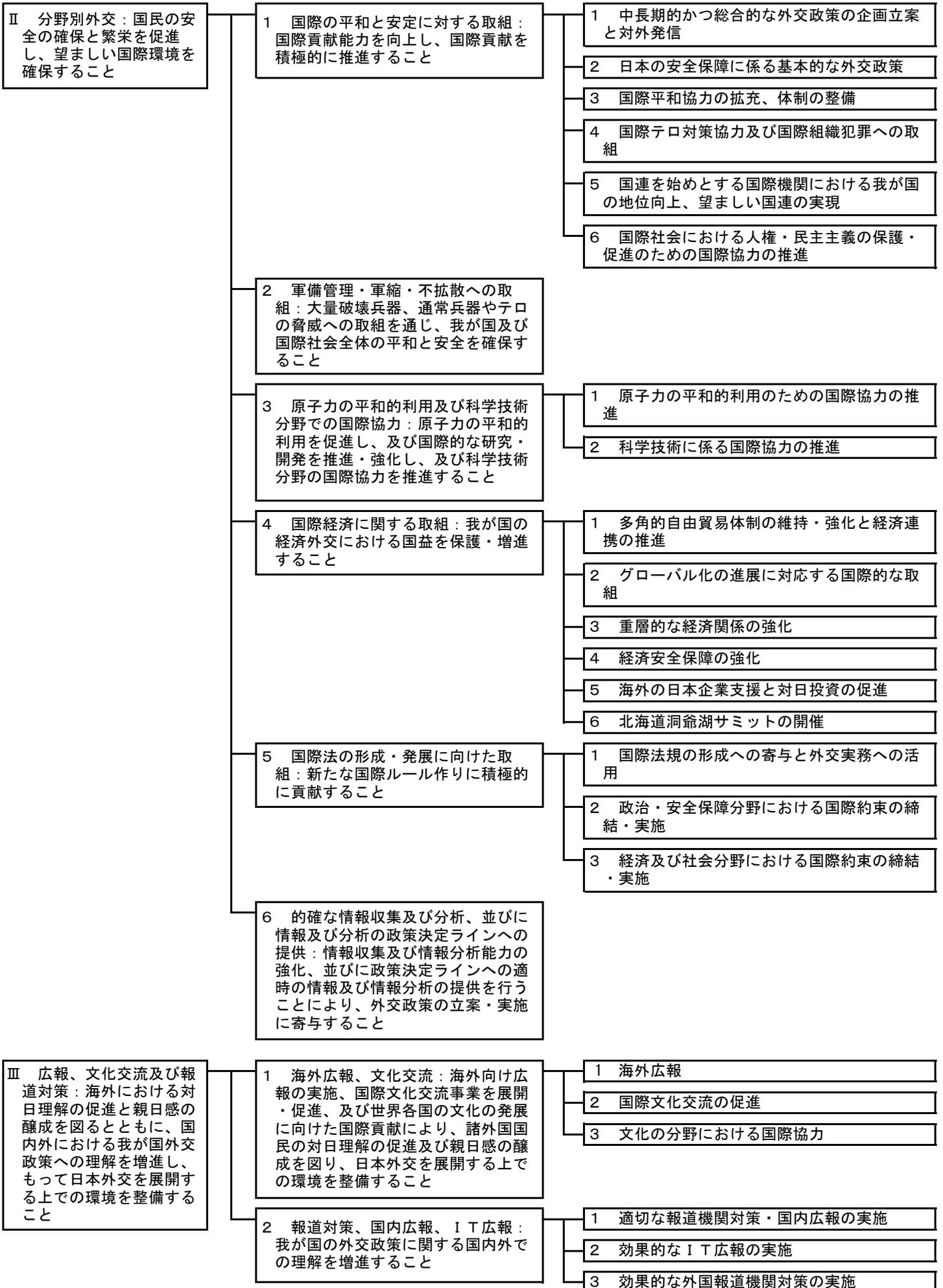
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表10-4-⑥参照。

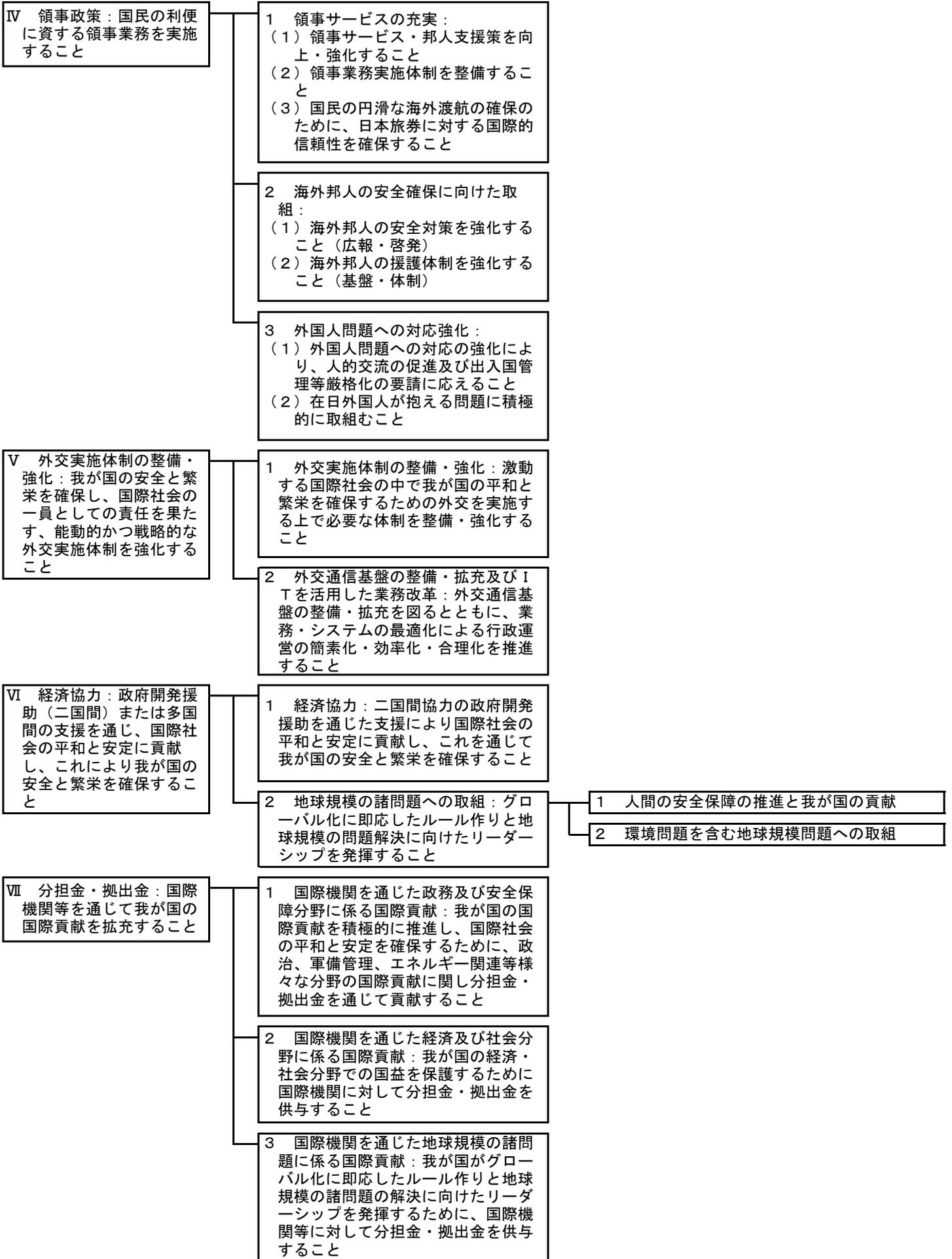
2 平成21年度(平成20年度を対象とした)外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号ロとして17案件を評価することとしていたが、事業が完了した2案件を除いた15案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：統合の深化と拡大を続けるEUとの関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的發展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との二国間関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

財務省

《財務省》

表 11-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定） 平成21年3月31日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。
	③ 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は政策評価室とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成21年度政策評価の実施に関する計画（平成21年3月31日策定） 平成22年3月改訂	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6総合目標 24政策目標 ○ 総合評価：1テーマ
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数					
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—				
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：30件 〔表11-3-ア〕 {実績評価方式：30件} 〔表11-3-イ〕	1 目標の達成度	・A（達成に向けて相当の進展があった） ・B（達成に向けて進展があった） ・C（達成に向けて一部の進展にとどまった）	15 13 2	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 概算要求に反映 14 機構・定員要求に反映 11 機構要求に反映 11 定員要求に反映 6 ② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】 概算要求に反映 5 機構・定員要求に反映 2 機構要求に反映 2 定員要求に反映 0 政策の一部の廃止・休止・中止 2 ③ 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定） 【廃止・休止・中止】	21			
			2 事務運営のプロセス	・適切であった ・有効であった ・効率的であった ・おおむね適切であった ・おおむね有効であった ・おおむね効率的であった	19 18 16 11 12 14					
			3 結果の分析	・的確に行われている ・おおむね的確に行われている	12 18					
			4 政策の改善策の提言	・有益な提言がなされている ・提言がなされている	26 4					
			5 政策評価の改善策の提言	・有益な提言がなされている ・提言がなされている	9 1					
			総合評価方式：1テーマ 〔表11-3-ウ〕	そのまま継続が妥当	1			評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—			—	—	—
			未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—			—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—					

(注) { } は、評価実施中のもの（外数）である。

表 11-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、30 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 6 月 19 日に、「平成 20 年度政策評価書」として公表。

表 11-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること		
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す	改善・見直し
2	少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築する	改善・見直し
3	「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む	改善・見直し
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運営を行う	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	改善・見直し
政策目標 1 健全な財政の確保		
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	引き続き推進
9	適正な予算執行の確保	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	引き続き推進
政策目標 2 適正かつ公平な課税の実現		

13	税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築	改善・見直し
政策目標 3 国の資産・債務の適正な管理		
14	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	改善・見直し
15	国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	改善・見直し
16	庁舎及び宿舍の有効活用の推進	改善・見直し
17	国庫金の正確で効率的な管理	引き続き推進
18	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	引き続き推進
政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持		
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	引き続き推進
政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展		
21	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	引き続き推進
政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進		
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）		
26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	引き続き推進
27	地震再保険事業の健全な運営	改善・見直し
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	引き続き推進
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	引き続き推進
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表11-4-①参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、30 の目標を対象として評価を実施中（平成 22 年 6 月公表予定）。

表 11-3-イ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、財政規律を維持しつつ、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う

5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標 1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標 2 適正かつ公平な課税の実現	
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築
政策目標 3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示
17	庁舎及び宿舍の効率性の向上
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上
政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）	
26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
27	地震再保険事業の健全な運営
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

(3) 総合評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 1 テーマを対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 10 月 14 日に「重要対象分野に関する評価書」として公表。

表 11-3-ウ 総合評価方式により事後評価した政策

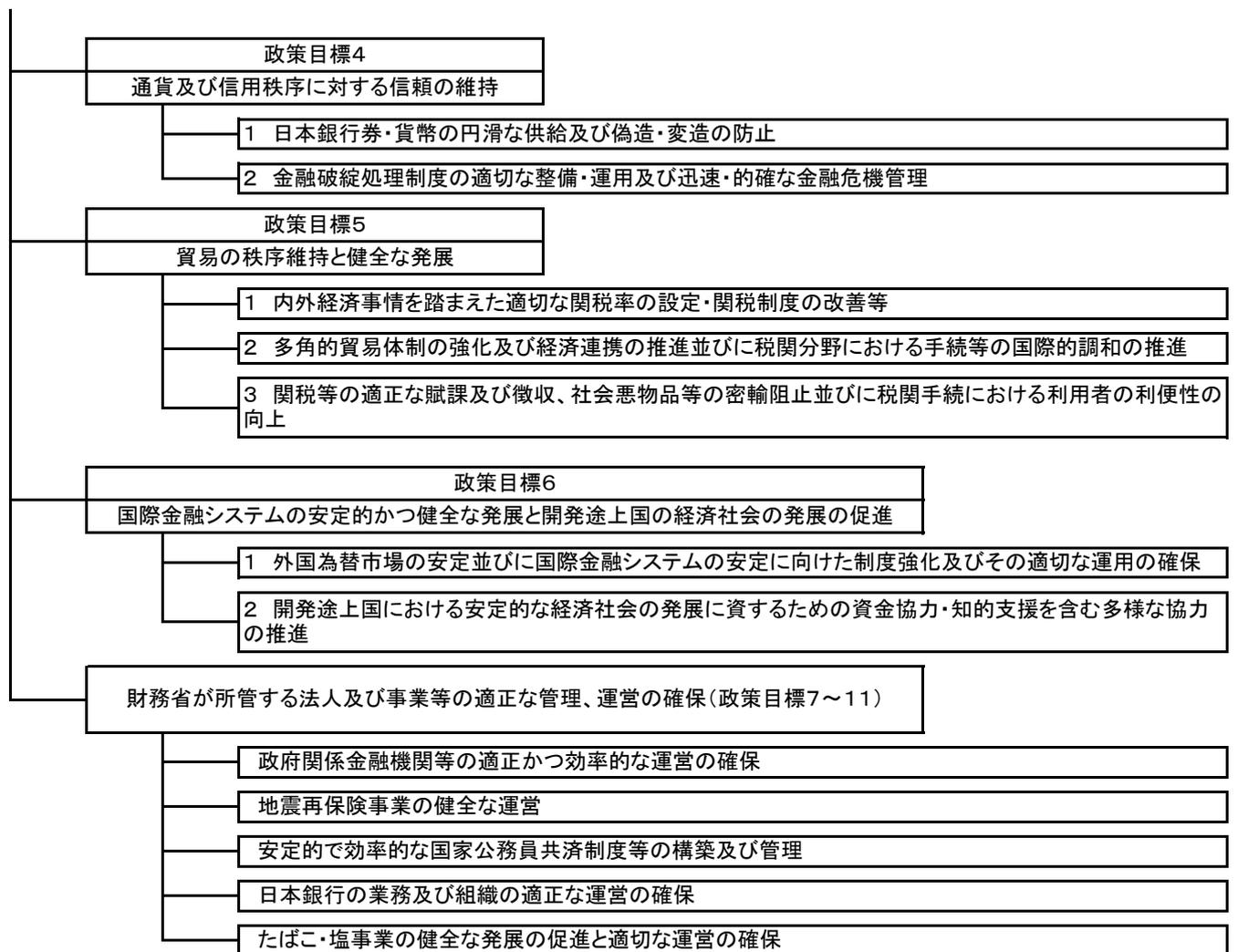
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地震保険	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表11-4-②参照。

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
<p>1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す</p> <p>2 少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築する</p> <p>3 「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む</p> <p>4 金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</p> <p>5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す</p> <p>6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>	
政策目標1	
健全な財政の確保	
<p>1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p> <p>2 必要な歳入の確保</p> <p>3 適正な予算執行の確保</p> <p>4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示</p> <p>5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行</p> <p>6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</p>	
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
<p>1 税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築</p>	
政策目標3	
国の資産・債務の適正な管理	
<p>1 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</p> <p>2 国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示</p> <p>3 庁舎及び宿舍の有効活用の推進</p> <p>4 国庫金の正確で効率的な管理</p> <p>5 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>	



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ(http://www.mof.go.jp/jouhou/kaikei/seisaku/betu02_01.htm)参照

文部科学省

《文部科学省》

表 12-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令（平成13年政令第323号）第3条第1～5号に掲げられた政策及び社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいものを対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。 なお、法施行令第3条第1号又は第2号に該当する政策の事前評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づき、本新規・拡充事業評価の一環として行う。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。 なお、法施行令第3条第6号によりその実施が義務付けられている規制以外のものについても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る税制及び財政投融资に関する事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省の行う政策評価に関する実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融资、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。 また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 達成年度到来・継続事業評価： ① 当該年度に達成年度が到来する事務事業等の評価 過去に新規・拡充事業評価（事前評価）を実施し当該年度に達成年度が到来する事業、過去に具体的な目標を設定していない事業であって社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの及びその他見直しを行う必要性が高い事業等について、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>② 内閣の重要政策等を踏まえた評価 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「成果重視事業」並びに「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）及び「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）において政策評価を実施することとされている事項については、実施計画の定めるところにより事業評価を実施する。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。 総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところに</p>

		より実施する。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成 21 年度文部科学省政策評価実施計画（平成 21 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」の実現に向けて平成20年度に取り組んだ全ての施策を対象とする（13政策目標－47施策目標）。 ○ 事業評価： ① 以下の事業のうち、実績評価における政策手段の実績の記述がない、もしくは実績を踏まえ更に事業評価の必要があるもの i 過去に新規・拡充事業評価(事前評価)を実施し、平成21年度に達成年度が到来する事業 ii 過去の事業評価において具体的な達成年度を設定していない事業であって、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの iii 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「政策群」に位置づけられた個別の政策手段 ② 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「成果重視事業」 ③ その他見直しを行う必要性が高い事業 ○ 総合評価：「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、経済財政諮問会議より政策評価の重要対象分野等として提示された政策を対象とする。なお、実績評価及び事業評価で明らかになった個別の政策課題についても必要に応じて評価対象とする。
	② 未着手・未了(法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	③ その他の政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 12-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式： 92件 <8月公表> 59件 〔新規事業：34事業 拡充事業：25事業〕 〔表12-3-ア〕 <11月公表> 33件 〔新規事業：19事業 拡充事業：14事業〕 〔表12-3-イ〕	92	評価の結果、22年度 の新規・拡充事業と して実施することが 必要とされた事業	評価結果を踏まえ、概算要求 等に反映したもの	33
	事業評価方式： 4件 (規制) 〔表12-3-ウ〕	4	評価の結果、規制の 新設又は改廃が妥当 とされたもの	評価結果を踏まえ、規制の新 設又は改廃が行われたもの	4
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 13政策目標の下 に掲げる47施策 目標 〔表12-3-エ〕	《施策目標の達成度合 い(又は進捗度合い)》	① 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た(進める予定) 【引き続き推進】	43
		S(想定した以上に 達成(又は想定した 以上に(順調に)進捗))	5	概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	43 22 5 22
		A(想定どおり達成 (又はおおむね順調 に進捗))	38	② 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った(することとした又 はする予定) 【改善・見直し】	4
		B(一定の成果が上 がっているが、一部 については想定どお り達成できなかった (又は進捗やや遅 れがみられる))	4	概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映 政策の重点化等 政策の一部の廃止・休止・中止	4 1 0 1 1 2
		C(想定どおりには 達成できなかった (又は想定したとお りには進捗してい ない))	0	③ 評価結果を踏まえ、当該 政策を廃止、休止又は中止 した(廃止、休止又は中止 する予定) 【廃止・休止・中止】	0
		総合評価方式： 1テーマ 〔表12-3-オ〕	1	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	1
		未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	-	-
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	-	-	-	-
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	-	-	-	-

(注) 「事業評価方式：92件」については、「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果(21年11月公表)のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。

表 12-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 22 年度予算概算要求に向けて、以下の 59 の新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「文部科学省事業評価書ー平成 22 年度新規・拡充事業ー」として公表。

表 12-3-ア 新規・拡充個別事業を対象として事前評価した政策 (21 年 8 月公表)

No.	評価対象政策
政策目標 1 生涯学習社会の実現	
1	専修学校教育創造開発プラン (新規)
2	消費者教育推進事業 (新規)
3	地域におけるキャリア教育・職業教育推進事業 (新規)
4	放課後キャリア教育実践事業 (新規)
5	学校支援地域本部事業 (拡充)
6	地域協働による家庭教育支援活性化促進事業 (新規)
7	学校における ICT 活用事業の推進 (拡充)
8	小中高等学校等における電子黒板等の整備事業 (新規)
政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり	
9	理科教育設備整備費等補助金 (拡充)
10	学校教育における消費者教育の推進 (新規)
11	英語教育改革総合プラン (拡充)
12	退職教員等外部人材活用事業 (拡充)
13	高等学校におけるキャリア教育の推進 (新規)
14	免許状更新講習開設事業費等補助 (拡充)
15	スクール・ニューディール構想等の推進 (拡充)
16	高校奨学金事業等の充実・改善 (新規)
17	外国人児童生徒の総合的な学習支援事業 (新規)
18	幼稚園就園奨励費補助事業 (拡充)
19	教科用特定図書等普及推進事業 (拡充)
20	特別支援学校等と産業界が連携した実践的職業教育推進事業 (新規)
政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上	
21	義務教育費国庫負担金 (拡充)
政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興	
22	TA を活用した学生実験実習の充実支援事業 (新規)
23	産学連携による分野別の評価活動支援事業 (新規)
24	アジア等における高度産業人材育成拠点支援事業 (新規)
25	先導的 IT スペシャリスト等育成推進プログラム (拡充)
26	卒前の実習や薬剤師、看護師等高度チーム医療スタッフ養成事業 (新規)
27	医学部定員増に伴う学生実習設備等の整備事業 (新規)
政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	
28	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進 (拡充)
政策目標 6 私学の振興	
29	私学助成の充実 (拡充)
政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進	
30	職業教育の高度化プロジェクト (新規)
31	実践型研究リーダー養成事業 (新規)
32	デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進 (拡充)
33	世界トップレベル研究拠点 (WP I) プログラム (拡充)
34	科学技術外交の基盤をなす人材強化・環境整備推進事業 (新規)
政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備	
35	科学研究費補助金 (拡充)
36	政策や社会の養成に対応した人文・社会科学研究推進事業～異文化との対話を目指した「日本研究」推進事業～ (新規)
37	若手研究者を活用した研究システムの改革支援事業 (新規)
38	産学官連携戦略展開事業 (拡充)

39	産学人材交流促進事業（新規）
40	ファクトリー・オン・キャンパス構築推進事業（新規）
41	次世代スーパーコンピュータの開発・整備及びその利用促進（拡充）
42	研究機器等利活用促進事業（新規）
政策目標 10 科学技術の戦略的重点化	
43	脳科学研究戦略推進プログラム（拡充）
44	再生医療の実現化プロジェクト（拡充）
45	橋渡し研究支援推進プログラム（拡充）
46	分子イメージング研究戦略推進プログラム（新規）
47	新興・再興感染症研究拠点戦略型活用プログラム（新規）
48	地震・津波観測監視システム（第Ⅱ期）（新規）
49	気候変動適応研究推進イニシアチブ（新規）
50	最先端超小型衛星群の開発・実証（新規）
51	I A E A 保障措置体制下における日本の保障措置制度の改善・強化（拡充）
52	宇宙利用促進調整委託費（拡充）
政策目標 11 スポーツの振興	
53	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業（新規）
政策目標 12 文化による豊かな社会の実現	
54	本物の舞台芸術体験事業（拡充）
55	生活文化普及支援事業（新規）
56	建造物防災施設等（重要文化財（建造物）「地域防災」モデル事業）（新規）
57	建造物防災施設等（緊急防災施設耐震改修）（新規）
政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進	
58	留学生交流の推進（拡充）
59	グローバル化に対応した人材育成（新規）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表12-4-①参照。
2 本表№30～52（23事業）は、研究開発事業である。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく 22 年度予算概算要求に当たり、以下の 33 の新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 11 月 30 日に「文部科学省事業評価書－平成 22 年度新規・拡充事業－」として同年 8 月 31 日の事業評価書を修正し、公表。

表 12-3-イ 新規・拡充個別事業を対象として事前評価した政策（21 年 11 月公表）

No.	評価対象政策
政策目標 1 生涯学習社会の実現	
1	専修学校教育創造開発プラン（新規）
2	地域におけるキャリア教育・職業教育推進事業（新規）
3	地域協働による家庭教育支援活性化促進事業（新規）
4	学校 I C T 活用推進事業（拡充）
政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり	
5	退職教員等人材活用事業（拡充）
6	キャリア教育総合推進プラン（新規）
7	公立学校施設の耐震化等の推進（拡充）
8	高校奨学金事業等の充実・改善（新規）
9	幼稚園就園奨励費補助事業（拡充）
10	教科用特定図書等普及推進事業（拡充）
政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上	
11	義務教育費国庫負担金（拡充）
政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興	
12	T A を活用した学生実験実習の充実支援事業（新規）
13	アジア等における高度産業人材育成拠点支援事業（新規）
政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進	
14	実践型研究リーダー養成事業（新規）
15	デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進（拡充）
16	世界トップレベル研究拠点プログラム（W P I）（拡充）
17	外国人研究者受入れ環境整備促進事業（仮称）（新規）

18	産学官民連携による地域イノベーションクラスター創成事業（仮称）（新規）
政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備	
19	科学研究費補助金（拡充）
20	ポストドクター等の参画による研究支援体制の強化（新規）
21	次世代スーパーコンピュータの開発・整備及びその利用促進（拡充）
政策目標 10 科学技術の戦略的重点化	
22	脳科学研究戦略推進プログラム（拡充）
23	再生医療の実現化プロジェクト（拡充）
24	分子イメージング研究戦略推進プログラム（新規）
25	感染症研究国際ネットワーク推進プログラム（新規）
26	地震・津波観測監視システム（第Ⅱ期）（新規）
27	気候変動適応研究推進イニシアチブ（新規）
28	最先端超小型衛星群の開発・実証（新規）
29	I A E A 保障措置体制下における日本の保障措置制度の改善・強化（拡充）
30	宇宙利用促進調整委託費（拡充）
政策目標 11 スポーツの振興	
31	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業（新規）
政策目標 12 文化による豊かな社会の実現	
32	子どものための優れた舞台芸術体験事業（新規）
33	建造物防災施設等（緊急防災施設耐震改修）（新規）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表12-4-②参照。
2 本表No.14～30（17事業）は、研究開発事業である。

(2) 規制の新設又は改廃に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年3月5日に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に係る規制の事前評価書」として公表。

表 12-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	クリアランス制度の導入
2	放射化物への規制の導入
3	廃止措置の強化
4	譲渡譲受制限の合理化

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表12-4-③参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13政策目標の下に掲げる47施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「文部科学省実績評価書－平成20年度実績－」として公表。

表 12-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
政策目標 1 生涯学習社会の実現		
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	引き続き推進
2	生涯を通じた学習機会の拡大	改善・見直し
3	地域の教育力の向上	改善・見直し
4	家庭の教育力の向上	改善・見直し
5	I C T を活用した教育・学習の振興	引き続き推進
政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり		
6	確かな学力の育成	引き続き推進
7	豊かな心の育成	引き続き推進

8	児童生徒の問題行動等への適切な対応	引き続き推進
9	青少年の健全育成	引き続き推進
10	健やかな体の育成及び学校安全の推進	引き続き推進
11	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	引き続き推進
12	魅力ある優れた教員の養成・確保	引き続き推進
13	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	引き続き推進
14	教育機会の確保のための特別な支援づくり	引き続き推進
15	幼児教育の振興	引き続き推進
16	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	引き続き推進
政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上		
17	義務教育に必要な教職員の確保	引き続き推進
政策目標4 個性が輝く高等教育の振興		
18	大学などにおける教育研究の質の向上	引き続き推進
19	大学などにおける教育研究基盤の整備	引き続き推進
政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進		
20	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	引き続き推進
政策目標6 私学の振興		
21	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進		
22	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	引き続き推進
23	科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進	引き続き推進
24	地域における科学技術の振興	引き続き推進
25	科学技術システム改革の先導	引き続き推進
26	科学技術の国際活動の戦略的推進	引き続き推進
政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保		
27	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握	引き続き推進
政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備		
28	学術研究の振興	引き続き推進
29	研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化	引き続き推進
30	科学技術振興のための基盤の強化	引き続き推進
政策目標10 科学技術の戦略的重点化		
31	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
32	情報通信分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
33	環境・海洋分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
34	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	改善・見直し
35	原子力分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
36	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
37	新興・融合領域の研究開発の推進	引き続き推進
38	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	引き続き推進
政策目標11 スポーツの振興		
39	子どもの体力の向上	引き続き推進
40	生涯スポーツ社会の実現	引き続き推進
41	我が国の国際競技力の向上	引き続き推進
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現		
42	芸術文化の振興	引き続き推進
43	文化財の保存及び活用の充実	引き続き推進
44	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	引き続き推進
45	文化芸術振興のための基盤の充実	引き続き推進
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進		
46	国際交流の推進	引き続き推進
47	国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表12-4-④参照。

(2) 総合評価方式を用いて、以下の1つのテーマについて厚生労働省と共同で評価を実施し、その結果を平成21年11月30日に「重要対象分野に関する評価書」として公表。

表 12-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	医師確保対策	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表12-4-⑤参照。

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

文部科学省の使命
教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

- 施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等
- 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-3 地域の教育力の向上
- 施策目標1-4 家庭の教育力の向上
- 施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応
- 施策目標2-4 青少年の健全育成
- 施策目標2-5 健やかな体の育成及び学校安全の推進
- 施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標2-8 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり
- 施策目標2-10 幼児教育の振興
- 施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

- 施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

- 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

- 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

- 施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進
- 施策目標7-3 地域における科学技術の振興
- 施策目標7-4 科学技術システム改革の先導
- 施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保

- 施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化

施策目標9-3 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子どもの体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2010/01/26/1287202_2_1.pdf)参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 13-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日策定） 平成19年9月28日改正 平成20年3月31日改正 平成21年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 ① 法第9条に規定する政策 ② 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものと及び補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） ③ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	③ 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 評価予定表を基礎として原則以下の場合に実施することとし、毎年度実施計画において具体的に定める。 ① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 ② 重点評価課題として評価を行う場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 政策群に位置付けられた政策 c 政策評価の重要対象分野等として提示された政策 d 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 個々の公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 骨太方針に基づき定める成果重視事業 (7) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)①及び②の場合については実績評価又は総合評価方式、(1)③、(5)及び(7)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式を基本とする。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用する。 ○ 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。 ○ 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況につ

		いて、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：38の施策目標（24の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。） ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：2の重点評価課題 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した19の事業及び6の成果重視事業 ^(注)
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：該当する政策なし ○ 未了：個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 ① 政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策 ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 ③ 個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの ④ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの ⑤ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

(注) 6の成果重視事業のうち1事業の評価は、旧社会保険庁の実施庁評価による。

表 13-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした政 策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数				
事前評価	事業評価方式： 5件 (新規事業等) 〔表13-3-ア〕	事業の政策効果が 有効であると認め られたため予算要 求を行う	5	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施 策)を実施することとした(実施す ることを予定) 概算要求に反映 5 機構・定員要求に反映 1				
	事業評価方式： 84件 (個別公共事業) 〔表13-3-イ〕	新規採択が妥当で ある	84	評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした 84				
	事業評価方式： 28件 (研究開発) 〔表13-3-ウ〕	新規採択が妥当で ある	28	評価結果を踏まえ、新規に実施する こととした 概算要求に反映 28				
	事業評価方式： 11件 (規制) 〔表13-3-エ〕	規制の新設又は改 廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、 規制の新設又は改廃を行うこととし た(行うことを予定) 11				
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 38件 〔表13-3-オ〕	見直しを行わず引 き続き実施	16	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】 概算要求に反映 16 機構・定員要求に反映 1			
						施策全体として予 算規模の縮小等の 見直しを検討	3	② 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】 機構要求に反映 1 定員要求に反映 1
						事業評価方式： 19件 (継続事業) 〔表13-3-カ〕	継続が妥当である	17
		とりやめが妥当で ある	1	③ 評価結果を踏まえ、評価対象政 策を廃止・休止・中止(すること とした又はする予定) 【廃止・休止・中止】	② 評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】 概算要求に反映 5			
					④ 評価結果を踏まえ、今後も同様 の施策に反映させる 1			
					5			

政策評価の対象 としようとした政策 の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
	事業評価方式： 5件 (成果重視事業) 〔表13-3-キ〕	目標の達成に向け て取組を進める	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	5	
				概算要求に反映	5	
	総合評価方式： 1件 〔表13-3-ク〕	—	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	事業評価方式： 28件 (個別公共事業 (再評価)) 〔表13-3-ケ〕	継続が妥当である	27	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	27	
		休止又は中止が妥 当である	1	② 評価結果を踏まえ、当該政策を 廃止・休止・中止した（廃止・休 止・中止する予定） 【廃止・休止・中止】	1	
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	事業評価方式： 47件 (個別公共事業 (再評価)) 〔表13-3-ケ〕	継続が妥当である	46	① 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める予 定） 【引き続き推進】	46	
		休止又は中止が妥 当である	1	② 評価結果を踏まえ、当該政策を 廃止・休止・中止した（廃止・休 止・中止する予定） 【廃止・休止・中止】	1	
	事業評価方式： 408件 (個別研究開発課 題) 〔表13-3-コ〕	行政課題の解決に 貢献している	408	今後同種の政策の企画立案や次期研 究開発課題の実施に際し反映する予 定である	408	

- (注) 1 個別公共事業（再評価）のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」では、2の重点対象課題について総合評価を実施することとしているが、社会経済情勢等の変化により、1課題のみ実施している。

表 13-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成22年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、5の政策を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日及び22年1月5日に「平成21年度新規事業に関する事業評価書（事前）」として公表。

表 13-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	周産期医療体制の基盤整備・強化
2	労働契約法等活用支援事業
3	治療と職業生活の両立等の支援のためのモデル事業（新規）
4	未就職卒業者正規雇用化特別奨励金（仮称）の創設
5	中小企業における最低賃金の引上げの円滑な実施のための環境整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-①参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の84の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成21年5月13日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（16（1）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（68（8）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-②参照。

2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成20年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。

- (3) 平成22年度予算概算要求を行う28の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日に「厚生労働省の平成22年度研究事業に関する評価」として公表。

表 13-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-③参照。

- (4) 以下の11の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成21年4月16日、9月30日、10月16日、10月26日、22年1月20日、1月28日及び3月18日に「規制影響分析書」として公表。

表 13-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
2	3歳未満の子を持つ労働者に対して勤務時間の短縮措置の義務付け等
3	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
4	特例承認の対象となる医薬品の指定
5	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
6	医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞がん治療薬「エベロリムス」及びその製剤について）
7	子ども手当の受給資格の認定の適正性を確保するための調査等
8	常時雇用する労働者以外の労働者派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化
9	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等
10	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等
11	派遣先の事業場に対する立入検査等

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-④参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、38の施策目標について評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「平成21年度実績評価書」として公表。

表 13-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	改善・見直し
2	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	改善・見直し
3	医療情報化インフラの普及を推進すること	改善・見直し
4	感染症の発生・まん延の防止を図ること	改善・見直し
5	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	改善・見直し
6	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	改善・見直し
7	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	改善・見直し
8	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	引き続き推進
9	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	引き続き推進
10	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	改善・見直し
11	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	改善・見直し
12	労働条件の確保・改善を図ること	改善・見直し
13	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	改善・見直し
14	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	引き続き推進
15	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	改善・見直し

16	個別労働紛争の解決の促進を図ること	引き続き推進
17	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	改善・見直し
18	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	改善・見直し
19	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	改善・見直し
20	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	引き続き推進
21	多様な職業能力開発の機会を確保すること	改善・見直し
22	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	改善・見直し
23	男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	改善・見直し
24	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	引き続き推進
25	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	改善・見直し
26	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	引き続き推進
27	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	引き続き推進
28	母子保健衛生対策の充実を図ること	引き続き推進
29	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	引き続き推進
30	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	改善・見直し
31	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	引き続き推進
32	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	改善・見直し
33	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	改善・見直し
34	公的年金制度の持続可能性を確保すること	引き続き推進
35	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること	引き続き推進
36	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	引き続き推進
37	国際機関の活動への参画・協力を推進すること	引き続き推進
38	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表13-4-⑤参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成17年度に事業評価(事前評価)を実施した18年度予算概算要求に係る新規事業のうち、21年度における継続事業19事業を対象として評価を実施し、その結果を21年8月28日に「平成21年度継続事業に関する事業評価書(事後)」として公表。

表13-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	がん診療連携拠点病院機能強化事業(がん医療水準の均てん化促進事業)	引き続き推進
2	医療施設の耐震化を促進するための補助事業	引き続き推進
3	女性医師支援センター事業(医師再就業支援事業)	引き続き推進
4	潜在助産師復職研修事業 (産科診療所における助産師確保のためのモデル事業)	改善・見直し
5	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業	引き続き推進
6	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策	改善・見直し
7	臨床研修費等補助金	改善・見直し
8	がん対策情報センター	引き続き推進
9	生活保護受給者等就労支援事業	引き続き推進
10	刑務所出所者等就労支援事業	引き続き推進
11	ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援	引き続き推進
12	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	改善・見直し

13	ホームレス等就業支援事業（ホームレス就業支援事業）	引き続き推進
14	地域若者サポートステーション事業 （地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業）	改善・見直し
15	技能継承等支援センター事業 （2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開）	廃止・休止・中止
16	母子保健医療対策等総合支援事業の充実	引き続き推進
17	介護予防市町村支援事業 （介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費）	引き続き推進
18	地域支援事業	引き続き推進
19	継続的評価分析等に要する経費	—

（注）1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表13-4-⑥参照。
2 No.19は、事業終了後の評価を実施したものである。

- （3）事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、5つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「平成21年度成果重視事業評価書」として公表。

表 13-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進
2	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
4	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
5	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表13-4-⑦参照。

- （4）総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」に基づき、1課題について評価を実施し、平成21年11月30日に「平成21年度総合評価書」として公表。

表 13-3-ク 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	医師確保対策	引き続き推進

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表13-4-⑧参照。

- （5）事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の75実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成21年5月13日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-ケ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（32（1）地区）	引き続き推進 （30地区） 廃止・休止・中止 （2地区）

2	水道水源開発等施設整備事業（39（1）地区）	引き続き推進
3	水道水源開発施設整備事業（4地区）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-⑨参照。
2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成20年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

(6) 事業評価方式を用いて、平成20年度に終了した408研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成21年8月28日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表13-3-コ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策研究（26課題）
2		厚生労働科学特別研究（22課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発研究（36課題）
4		臨床応用基盤研究（21課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	長寿科学総合研究（25課題）
6		子ども家庭総合研究（7課題）
7		第3次対がん総合戦略研究（39課題）
8		循環器疾患等生活習慣病対策総合研究（20課題）
9		障害関連研究（17課題）
10		エイズ・肝炎・新興再興感染症研究（37課題）
11		免疫アレルギー疾患等予防治療研究（13課題）
12	IV 健康安全確保総合研究分野	こころの健康科学研究（24課題）
13		難治性疾患克復研究（7課題）
14		地域医療基盤開発推進研究（31課題）
15		労働安全衛生総合研究（5課題）
16		食品医薬品等リスク分析研究（62課題）
17	健康安全・危機管理対策総合研究（16課題）	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表13-4-⑩参照。

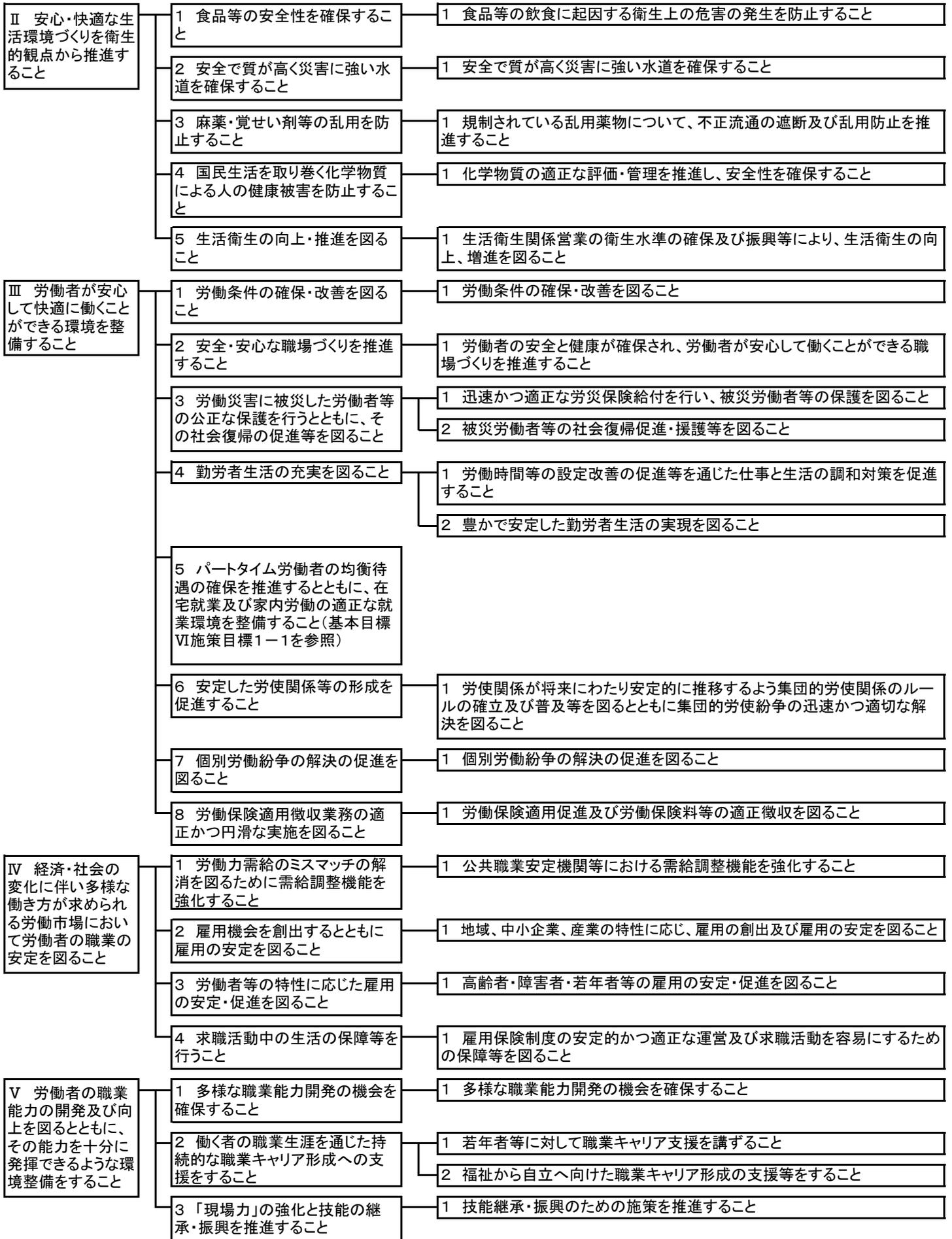
政策体系(厚生労働省)

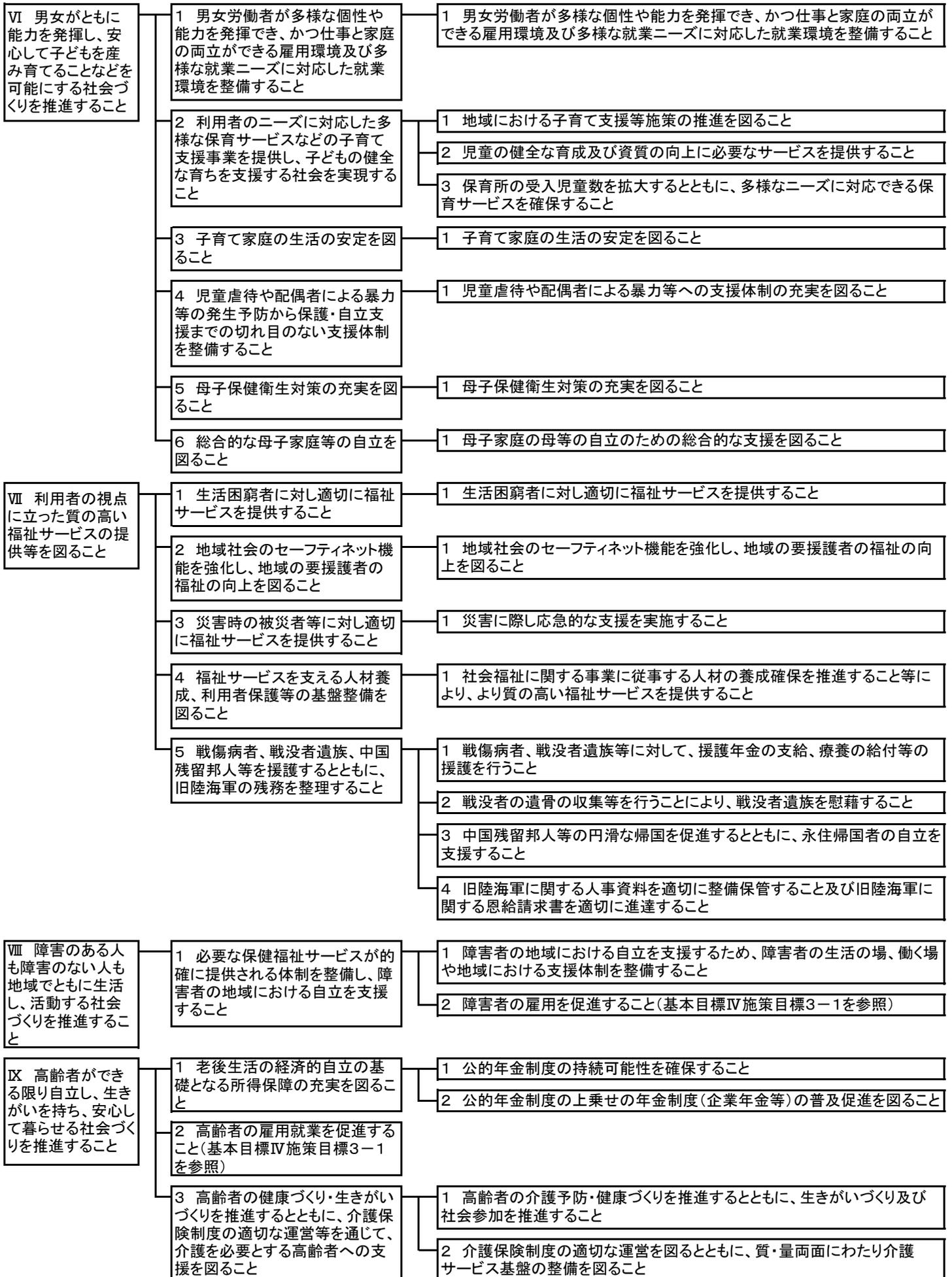
※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

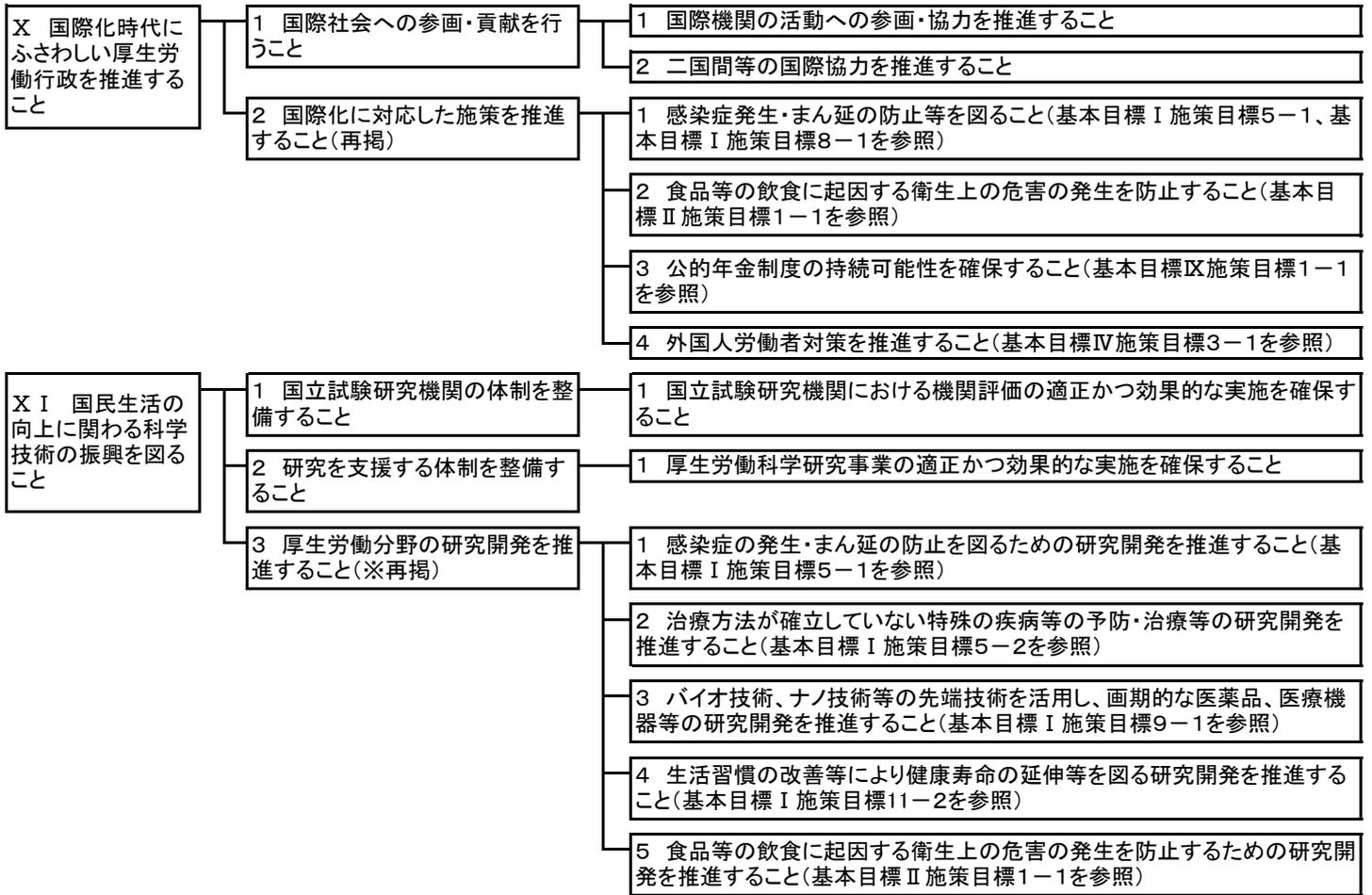
厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

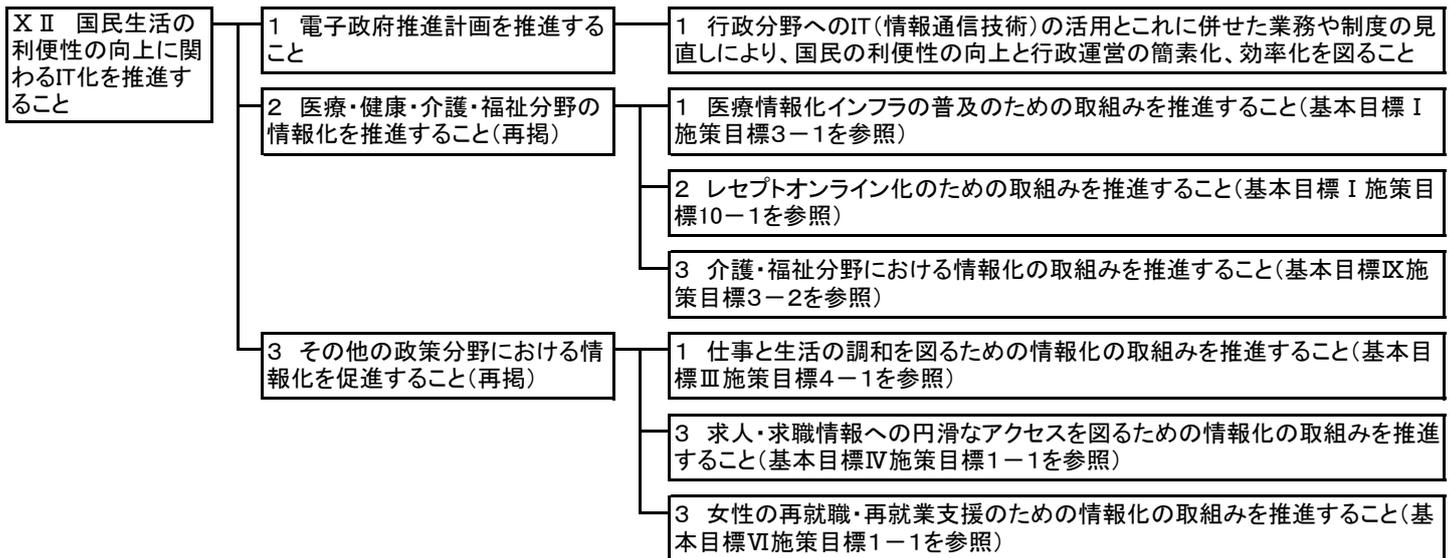
基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化インフラの普及を推進すること 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
	9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保険医療体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照) 4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照) 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)
	12 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること







※ 再掲: 基本目標XI 施策目標3-1~3-5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。



(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku09/dl/seisaku09_02a.pdf 参照

農林水産省

《農林水産省》

表 14-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>農林水産省政策評価基本計画（平成18年3月28日決定） 平成19年4月2日改正 平成19年10月1日改正 平成20年4月1日改正 平成20年8月1日改正 平成21年3月31日改正</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成18年度から22年度までの5年間</p> <p>○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。</p> <p>○ 事業評価（研究開発） ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・ また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。</p> <p>○ 事業評価（規制） 法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策。</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて。</p> <p>○ 総合評価 実施計画において示すこととする。</p> <p>○ 事業評価（公共事業） ・ 期中 ① 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 ② また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとにも行う。</p> <p>・ 完了後 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業は、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。</p> <p>○ 事業評価（研究開発） ・ 期中 ① 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 ② また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとにも行う。 ③ 研究制度についても研究開発課題と同様に行う。</p> <p>・ 終了時 ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ② 研究制度</p>

	<p>④ 政策評価の結果の政策への反映</p> <p>⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備</p>	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況調書案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房情報評価課は、調書案について審査する。大臣官房情報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 各調整部局、事業主管課、農林水産技術会議事務局等は、情報評価課の審査を経たのち、評価結果の反映状況を、農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、省議等において重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求等の際には政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携を強化する。</p> <p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、情報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
<p>実施計画の名称</p>	<p>平成 21 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 21 年 3 月 31 日決定）</p>	
<p>実施計画の主な規定内容</p>	<p>① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p> <p>② 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p> <p>③ その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>○ 実績評価：17 政策分野 8 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：52 公共事業</p> <p>○ 総合評価：1 課題</p> <p>○ 未着手：1 公共事業実施地区</p> <p>○ 未了：54 公共事業実施地区</p> <p>該当する政策なし</p>

表 14-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数			
事前評価	事業評価方式：15公共事業(85事業実施地区) <22年度新規着工要求事業:13地区> [表14-3-ア] <22年度新規地区採択要求事業:72地区> [表14-3-イ~エ]	新規採択は妥当	85	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う		85		
				概算要求に反映	13			
		事業評価方式：5研究開発課題 [表14-3-オ]	新規実施は妥当	5	評価結果を踏まえ、概算要求を行った		5	
					概算要求に反映	5		
事業評価方式：2研究制度 [表14-3-カ]	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、概算要求を行った		2			
			概算要求に反映	2				
事業評価方式：2件(規制) [表14-3-キ]	規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、政令案について改正案のとおり改正した		2			
事後評価	実績評価方式：17政策分野 [53目標] [表14-3-ク] (法第7条第2項第1号)	達成ランクA (達成度合90%以上、おおむね有効)	30	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成22年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】		17		
				達成ランクB (達成度合50%以上90%未満、有効性の向上が必要である)	21		概算要求に反映	17
							機構・定員要求に反映	5
		達成ランクC (達成度合50%未満、有効性に問題がある)	2	機構要求に反映	1			
				定員要求に反映	5			
		実績評価方式：8成果重視事業 [表14-3-ケ]	目標の達成に向けて順調に進捗等	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】		8	
					今後、成果の検証を実施等	5		概算要求に反映
		総合評価方式：1課題 [表14-3-コ]	一部課題が見られるものの、概ね順調	1	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成22年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】		1	
		事業評価方式(期中)：19公共事業(100事業実施地区) [表14-3-サ~タ]	継続が妥当	68	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】		68	
					概算要求に反映	52		
			計画変更の上、継続が妥当	7	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】		7	
					概算要求に反映	4		
			休止・中止が妥当	2	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】		2	
実施方針を事業実施主体が判断	23	評価結果を踏まえ、実施方針を事業実施主体が判断する 【その他】		23				

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
	事業評価方式（完了後）：32公共事業（219事業実施地区） 〔表14-3-チ～ナ〕	実施は妥当	219	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	219	
		実施に問題がある	0			
	未着手 (法第7条第2項第2号イ) 第2号イ)	事業評価方式（期中）：1公共事業（1事業実施地区） 〔表14-3-セ〕	継続が妥当	0	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	0
			計画変更の上、継続が妥当	0	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	0
			休止・中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	1
	未了 (法第7条第2項第2号ロ) 第2号ロ)	事業評価方式（期中）：14公共事業（54事業実施地区） 〔表14-3-サ、セ、タ〕	継続が妥当	37	評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】	37
					概算要求に反映	6
			計画変更の上、継続が妥当	3	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	3
					概算要求に反映	1
	休止・中止が妥当	0	評価結果を踏まえ、休止・中止する 【廃止・休止・中止】	0		
実施方針を事業実施主体が判断	14	評価結果を踏まえ、実施方針を事業実施主体が判断する 【その他】	14			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

- (注) 1 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は目標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策分野の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。
- 2 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものとして、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものについては、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 3 「平成21年度農林水産省政策評価実施計画」では、1つの研究制度について事業評価を実施することとしているが、社会経済情勢等の変化により行わないこととした。

表 14-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度新規着工を要求している 4 事業 (13 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業等の事前評価)」として公表。

表 14-3-ア 新規着工を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業等)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (9 地区)
2	国営農地再編整備事業 (1 地区)
3	国営総合農地防災事業 (2 地区)
4	直轄地すべり対策事業 (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 14-4-①参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 5 事業 (31 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-イ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業 (7 地区)
2	経営体育成基盤整備事業 (9 地区)
3	畑地帯総合整備事業 (8 地区)
4	農地防災事業 (1 地区)
5	地すべり対策事業 (6 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 14-4-②参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 4 事業 (38 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (林野公共事業)

No.	評価対象政策
1	森林環境保全整備事業 (直轄) (18 地区)
2	水源林造成事業 (独立行政法人事業) (4 地区)
3	民有林補助治山事業 (補助) (4 地区)
4	森林環境保全整備事業 (補助) (12 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 14-4-③参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度に新規地区採択を要求している 2 事業（3 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（1 地区）
2	水産資源環境整備事業（補助）（2 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-④参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度において新規実施を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日及び 11 月 6 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事前評価）」として公表。

表 14-3-オ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発
2	農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発
3	水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発
4	R T・高度環境制御技術を活用した農業自動化・アシストシステムの開発
5	アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-⑤参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 22 年度において新規実施を予定している総事業費 10 億円以上の 2 つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（研究制度の事前評価）」として公表。

表 14-3-カ 新規実施を予定している研究制度を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業
2	地域活性化のための技術開発支援事業

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-⑥参照。

- (7) 規制の新設又は改廃に係る 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 10 月 21 日及び 11 月 5 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-キ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農地転用規制の厳格化（第 1 種農地の集団性の基準の引下げ）
2	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の対象となる「米穀等」及び「指定米穀等」の指定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表14-4-⑦参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべてを17の政策分野に分類し、53目標を設定して評価を実施し、その結果を平成21年7月10日に「農林水産省政策評価結果（平成20年度に実施した政策の評価結果）」として公表。

表14-3-ク 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	食品産業の競争力の強化	改善・見直し
2	主要食糧の需給の安定の確保	改善・見直し
3	食の安全及び消費者の信頼の確保	改善・見直し
4	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	改善・見直し
5	国産農畜産物の競争力の強化	改善・見直し
6	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	改善・見直し
7	意欲と能力のある担い手の育成・確保	改善・見直し
8	農業者への経営支援の条件整備	改善・見直し
9	農地、農業用水等の整備・保全	改善・見直し
10	都市との共生・対流等による農村の振興	改善・見直し
11	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	改善・見直し
12	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	改善・見直し
13	水産物の安定供給の確保	改善・見直し
14	水産業の健全な発展	改善・見直し
15	バイオマスの利活用の推進	改善・見直し
16	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	改善・見直し
17	農林水産物・食品の輸出の促進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表14-4-⑧参照。

なお、政策分野ごとに行う「実績評価」を補完するものとして、政策分野に含まれる個々の予算事業等（政策手段）を対象に「政策手段別評価」を実施している。平成21年度には、5の政策手段を対象に評価を実施し、当該評価結果を踏まえ、22年度予算要求を行った。

(2) 実績評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の8つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成21年7月10日に「平成20年度に実施した成果重視事業に係る評価書」として公表。

表14-3-ケ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	商物分離直接流通成果重視事業〔Ⅰ-①〕	引き続き推進
2	生産資材コスト低減成果重視事業〔Ⅲ-⑤〕	引き続き推進
3	低コスト植物工場成果重視事業〔Ⅲ-⑤〕	引き続き推進
4	IT活用型営農成果重視事業〔Ⅲ-⑥〕	引き続き推進
5	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業〔Ⅷ-⑮〕	引き続き推進

6	成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業〔Ⅷ-⑬〕	引き続き推進
7	総合食料局情報管理システムにおける最適化の実施	引き続き推進
8	国有林野情報管理システムの開発〔Ⅵ-⑩〕	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表14-4-⑨参照。
2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (3) 総合評価方式を用いて、平成21年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の1課題を対象として評価し、その結果を平成21年8月31日に「総合評価書（農林水産分野の研究開発）」として公表。

表14-3-コ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	農林水産分野の研究開発（農林水産研究の重点目標の進捗状況の検証）	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表14-4-⑩参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後10年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年を経過した事業の5事業（11地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表14-3-サ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（7地区）	引き続き推進（6地区） 改善・見直し（1地区）
2	国営総合農地防災事業（1地区）	引き続き推進
3	直轄地すべり対策事業（1地区）	引き続き推進
4	水資源機構かんがい排水事業（1地区）	引き続き推進
5	農用地総合整備事業（1地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表14-4-⑪参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した1事業（48地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表14-3-シ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水源林造成事業（独立行政法人事業）（48地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表14-4-⑫参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた2事業（4地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年8月31日に「公共事業の事

後評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-3 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地域水産物供給基盤整備事業（2地区）	改善・見直し
2	広域漁港整備事業（2地区）	改善・見直し

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表14-4-⑬参照。

（7）事業評価方式を用いて、事業採択後5年を経過して未着手の事業、事業採択後10年を経過して未了の事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の11事業（79地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成22年3月29日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-7 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	かんがい排水事業（9地区）	引き続き推進
2	経営体育成基盤整備事業（22地区）	引き続き推進（20地区） 改善・見直し（2地区）
3	畑地帯総合整備事業（10地区）	引き続き推進（9地区） 改善・見直し（1地区）
4	農道整備事業（9地区）	廃止・休止・中止（1地区） その他（8地区）
5	田園整備事業（1地区）	引き続き推進
6	中山間総合整備事業（3地区）	引き続き推進
7	農地防災事業（8地区）	廃止・休止・中止（1地区） その他（7地区）
8	農地保全事業（3地区）	引き続き推進（2地区） その他（1地区）
9	農村環境保全対策事業（4地区）	その他
10	海岸保全施設整備事業（農地）（8地区）	その他
11	海岸環境整備事業（2地区）	その他

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表14-4-⑭参照。

（8）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の1事業（3地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成22年3月29日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-10 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	民有林補助治山事業（補助）（3地区）	引き続き推進（2地区） その他（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表14-4-⑮参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近の期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した事業又は漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業の 3 事業（10 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の期中の評価）」として公表。

表 14-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水産物供給基盤整備事業（補助）（3 地区）	改善・見直し（2 地区） 廃止・休止・中止（1 地区）
2	漁村総合整備事業（補助）（6 地区）	その他
3	海岸保全施設整備事業（補助）（1 地区）	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-⑯参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 4 事業（13 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業（6 地区）
2	国営農用地再編整備事業（5 地区）
3	直轄海岸保全施設整備事業（農地）（1 地区）
4	農用地総合整備事業（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-⑰参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の 2 事業（5 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ツ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（4 地区）
2	直轄地すべり防止事業（1 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-⑱参照。

- (12) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね 5 年を経過した 17 事業（145 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-テ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業（13 地区）
2	ほ場整備事業（17 地区）
3	土地改良総合整備事業（10 地区）
4	畑地帯総合整備事業（11 地区）
5	畑地帯開発整備事業（4 地区）
6	農道整備事業（12 地区）
7	農業集落排水事業（15 地区）
8	農村総合整備事業（10 地区）
9	農村振興総合整備事業（11 地区）
10	中山間総合整備事業（13 地区）
11	農地防災事業（7 地区）
12	農地保全事業（5 地区）
13	農村環境保全対策事業（1 地区）
14	海岸保全施設整備事業（農地）（2 地区）
15	海岸環境整備事業（農地）（2 地区）
16	草地畜産整備事業（5 地区）
17	畜産環境総合整備事業（7 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-⑱参照。

- (13) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね 5 年を経過した 2 事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ト 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	民有林補助治山事業（補助）（18 地区）
2	森林居住環境整備事業（補助）（4 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-⑳参照。

- (14) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね 5 年を経過した 7 事業（34 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 29 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 14-3-ナ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	漁港修築事業（補助）（10 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（2 地区）
3	漁村総合整備事業（補助）（9 地区）
4	漁港関連道整備事業（補助）（1 地区）
5	沿岸漁場整備開発事業（補助）（1 地区）
6	海岸保全施設整備事業（補助）（6 地区）
7	海岸環境整備事業（補助）（5 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表 14-4-㉑参照。

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/h21_seisaku_2.pdf)参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 15-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日改正 平成19年8月31日改正 平成19年9月26日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象。 ○ 施策の主管課の長は、企画・立案をしようとする施策について、達成すべきアウトカム目標（予測される効果）及び目標達成度を計測する指標、施策あるいは含まれる事業のコスト等を明らかにする。 ○ 規制法令の主管課の長は、当該法令の制定又は改廃時に、①規制の目的、内容及び必要性等、②規制によりもたらされる便益や費用、③代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする。
	③ 事後評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象とし、具体的な対象は、毎年度、実施計画において明らかにする。 ○ 事前評価を実施した施策の主管課の長は、施策が、想定した範囲のコストで、十分に所期の効果を生んでいるか否かを判定するとともに、その後の運用や制度設計へ反映すべき知見を得るため、原則として、3年から5年の間に一度事後評価を行う。 ○ 規制法令の主管課の長は、規制の目的に照らして、その達成状況などを評価する実績評価を行う。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。また、経済産業局にも同様の窓口を置く。
実施計画の名称	平成21年度経済産業省事後評価実施計画（平成21年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：9施策及びその他、施策の進捗状況等から評価が必要と判断されたもの。 ○ 事後評価の方法：評価対象となる施策を主管する課等の長は、当該施策の特性などに応じて学識経験者の知見を活用しつつ、評価を行う。
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		事前評価：68件 (新規施策) 〈21年8月公表：34件〉 〔表15-3-ア〕 〈21年12月公表：34件〉 〔表15-3-イ〕	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした	34	
			概算要求に反映	34	
			機構・定員要求に反映	21	
			機構要求に反映	4	
			定員要求に反映	21	
		事前評価：7件（5政策） (規制) 〔表15-3-ウ〕	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	7	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：9件 〔表15-3-エ〕 ≪実績評価方式：10件≫ 〔表15-3-オ〕	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	9 ≪10≫	
			概算要求に反映	1 ≪10≫	
			機構・定員要求に反映	1 ≪4≫	
			機構要求に反映	1 ≪1≫	
			定員要求に反映	1 ≪4≫	
			政策の重点化等	1 ≪10≫	
			政策の一部の廃止・休止・中止	0 ≪0≫	
			事業評価方式：11件 (公共事業) 〈21年8月公表：5件〉 〔表15-3-カ〕 〈21年12月公表：5件〉 〔表15-3-キ〕 〈22年3月公表：1件〉 〔表15-3-ク〕	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5
			② 評価結果を踏まえ、当該施策を中止した 【廃止・休止・中止】	1	
		未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—		

- (注) 1 新規施策に係る「事前評価：68件」については、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定、以下「22年度予算編成方針」という。）を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果（21年12月公表分）のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。
- 2 公共事業に係る「事業評価方式：11件」については、22年度予算編成方針を踏まえ行われた概算要求に伴う21年12月公表の評価結果と、22年3月公表の評価結果が政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。
- 3 ≪ ≫は、平成20年度に評価結果が公表され、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 15-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 22 年度予算概算要求等に当たり、以下の 34 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 22 年度予算概算要求等に係る事前評価書」として公表。

表 15-3-ア 新規施策等を対象として事前評価した政策〈21 年 8 月公表〉

No.	評価対象政策
1	産業人材
2	技術革新の促進・環境整備
3	知的財産の適切な保護
4	工業標準・知的基盤の整備
5	経営イノベーション・事業化促進
6	I T の利活用の促進
7	流通・物流基盤整備
8	情報セキュリティ対策の推進
9	消費者行政（製品・取引）の推進
10	経済産業統計の整備
11	通商政策
12	貿易投資促進
13	経済協力の推進
14	貿易管理
15	ものづくり産業振興
16	情報産業強化
17	サービス産業強化
18	コンテンツ産業強化
19	化学物質管理
20	中小企業事業環境の整備
21	経営革新・創業促進
22	経営安定・取引の適正化
23	まちづくりの推進
24	地域経済の活性化の推進
25	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
26	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
27	省エネルギーの推進
28	原子力の推進・電力基盤の高度化
29	鉱物資源の安定供給確保
30	温暖化対策
31	資源循環推進
32	環境経営・競争力の強化
33	原子力安全
34	産業保安

(注) 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html の表15-4-①参照。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく平成 22 年度概算要求に当たり、以下の 34 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を 21 年 12 月 4 日に「平成 22 年度予算概算要求等に係る事前評価書」とし

て公表。

表 15-3-イ 新規施策等を対象として事前評価した政策〈21年12月公表〉

No.	評価対象政策
1	産業人材
2	技術革新の促進・環境整備
3	知的財産の適切な保護
4	工業標準・知的基盤の整備
5	経営イノベーション・事業化促進
6	ITの利活用の促進
7	流通・物流基盤整備
8	情報セキュリティ対策の推進
9	消費者行政（製品・取引）の推進
10	経済産業統計の整備
11	通商政策
12	貿易投資促進
13	経済協力の推進
14	貿易管理
15	ものづくり産業振興
16	情報産業強化
17	サービス産業強化
18	コンテンツ産業強化
19	化学物質管理
20	中小企業事業環境の整備
21	経営革新・創業促進
22	経営安定・取引の適正化
23	まちづくりの推進
24	地域経済の活性化の推進
25	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
26	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
27	省エネルギーの推進
28	原子力の推進・電力基盤の高度化
29	鉱物資源の安定供給確保
30	温暖化対策
31	資源循環推進
32	環境経営・競争力の強化
33	原子力安全
34	産業保安

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表15-4-②参照。

(2) 規制の新設又は改廃に係る5政策において7件の評価を行い、その結果を平成21年5月26日、6月16日、8月14日、8月31日及び11月11日に「事前評価書」として公表。

表 15-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制
2	事件事例の実態についての分析を踏まえた電気用品の技術基準の改正（3件）
3	非化石エネルギー源の利用又は化石エネルギー原料の有効な利用の目標を達成するための計画の提出義務が課せられる事業者の範囲を定める規制
4	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質等に係る所要の措置
5	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

- (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表15-4-③参照。
 2 表中の()は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
 実績評価方式を用いて、「平成21年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、9の施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成21年6月30日、22年3月10日、3月15日、3月16日、3月19日、3月24日、3月25日及び3月26日に「平成21年度事後評価書」として公表。

表15-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産業人材	改善・見直し
2	工業標準・知的基盤の整備	改善・見直し
3	通商政策（重点目標に対する実績評価を含む）	改善・見直し
4	経済協力の推進	改善・見直し
5	サービス産業強化	改善・見直し
6	コンテンツ産業強化	改善・見直し
7	経営革新・創業促進	改善・見直し
8	まちづくりの推進	改善・見直し
9	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表15-4-④参照。

- (2) 以下の10施策は、「平成20年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成20年度に事後評価書として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として22年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表15-3-オ 実績評価方式により平成20年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	知的財産の適切な保護	改善・見直し
2	流通・物流基盤整備	改善・見直し
3	貿易投資促進	改善・見直し
4	貿易管理	改善・見直し
5	ものづくり産業振興	改善・見直し
6	化学物質管理	改善・見直し
7	中小企業事業環境の整備	改善・見直し
8	鉱物資源の安定供給確保	改善・見直し
9	資源循環推進	改善・見直し
10	産業保安	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表15-4-⑤参照。

- (3) 「平成 21 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業 5 事業について事後評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 25 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15-3-カ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈21 年 8 月公表〉

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（5 事業）	—

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html の表 15-4-⑥参照。
 2 「評価結果の反映状況」欄の「—」については、表 15-2 の (注) 2 を参照。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく平成 22 年度予算概算要求に当たり、工業用水道事業 5 事業を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 12 月 2 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15-3-キ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈21 年 12 月公表〉

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（5 事業）	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html の表 15-4-⑦参照。

- (4) 「平成 21 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業 1 事業について事後評価を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 5 日に「平成 21 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15-3-ク 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈22 年 3 月公表〉

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（1 事業）	廃止・休止・中止

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html の表 15-4-⑧参照。

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、21年度における評価に係るもの

使命(ミッション):
競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展

政策	施策	
1. 経済産業政策	01 産業人材	
	02 技術革新の促進・環境整備	
	03 知的財産の適切な保護	
	04 工業標準・知的基盤の整備	
	05 経営イノベーション・事業化促進	
	06 ITの利活用の促進	
	07 流通・物流基盤整備	
	08 情報セキュリティ対策の推進	
	09 消費者行政(製品・取引)の推進	
	10 経済産業統計の整備	
2. 対外経済政策	11 通商政策	
	12 貿易投資促進	
	13 経済協力の推進	
	14 貿易管理	
3. ものづくり・情報・サービス産業政策	15 ものづくり産業振興	
	16 情報産業強化	
	17 サービス産業強化	
	18 コンテンツ産業強化	
	19 化学物質管理	
4. 中小企業・地域経済産業政策	20 中小企業事業環境の整備	
	21 経営革新・創業促進	
	22 経営安定・取引の適正化	
	23 まちづくりの推進	
	24 地域経済の活性化の推進	
5. エネルギー・環境政策	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	
	26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用	
	27 省エネルギーの推進	
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化	
	29 鉱物資源の安定供給確保	
	30 温暖化対策	
	31 資源循環推進	
	32 環境経営・競争力の強化	
	6. 原子力安全・産業保安政策	33 原子力安全
		34 産業保安

(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ
(http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/22fy_yosangaku.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 16-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定） 平成15年3月27日改正 平成15年7月15日改正 平成15年10月10日改正 平成16年7月30日改正 平成17年7月29日改正 平成18年8月4日改正 平成19年3月30日改正 平成19年8月10日改正 平成19年10月1日改正 平成21年3月31日改正 平成22年3月29日改正</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>① 計画期間 ② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、規制の事前評価、個別公共事業の新規事業採択時評価及び個別研究開発課題の事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を政策チェックアップの対象とする。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等</p> <p>○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業</p>

		<p>イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等</p> <p>○ 個別研究開発課題の中間評価(事業評価方式) 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 個別研究開発課題の終了時評価(事業評価方式) 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 「成果重視事業」の事後評価 「成果重視事業」については、政策チェックアップ又は個別研究開発課題評価の手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。個別研究開発課題評価による場合は、毎年度の中間評価を実施する。</p> <p>○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法(平成18年法律第61号)第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。</p>
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 各局等は、評価結果を予算要求、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。
	⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官(政策評価)及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。
実施計画の名称	平成21年度国土交通省事後評価実施計画(平成21年3月31日策定) 平成21年8月31日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	<p>○ 政策チェックアップ:13の政策目標に係る政策</p> <p>○ 政策レビュー:15テーマ</p> <p>○ 個別公共事業の再評価(②に該当するもの以外):587事業</p> <p>○ 個別公共事業の完了後の事後評価:88事業</p> <p>○ 個別研究開発課題の中間評価:1課題</p> <p>○ 個別研究開発課題の終了後の事後評価:27課題</p>
	② 5年未着工・10年継続中(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	<p>○ 5年未着工:個別公共事業の12事業</p> <p>○ 10年継続中:個別公共事業の297事業</p>

(注) 基本計画については、平成21年3月31日の改正において、毎年度、計画期間を変更する方式から計画期間を固定する方式に見直す等、全面的な見直しが行われている。

表 16-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価 政策アセスメント（事業評価方式）：111件 〈22年度予算概算要求時（21年8月公表）：49件〉〔表16-3-ア〕 〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）実施：40件〉〔表16-3-イ〕 〈21年度予算概算要求時実施分修正等：22件〉〔表16-3-ウ〕 規制の事前評価（事業評価方式）：10件〔表16-3-エ〕 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：145件 〈22年度予算概算要求時（21年8月公表）：18件〉〔表16-3-オ〕 〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）：1件〉〔表16-3-カ〕 〈21年度補正予算に係る事業：61件〉〔表16-3-キ〕 〈22年度予算に向けた事業（直轄事業等）：10件〉〔表16-3-ク〕 〈22年度予算に向けた事業（補助事業等）：55件〉〔表16-3-ケ〕 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：73件 〈22年度予算概算要求時（21年8月公表）：36件〉〔表16-3-コ〕 〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）：2件〉〔表16-3-サ〕 〈21年度末公表：35件〉〔表16-3-シ〕	新規施策の評価は妥当	111	評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 概算要求に反映 40 機構・定員要求に反映 9 機構要求に反映 4 定員要求に反映 9	
	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	10	評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた	10
	事業の採択は妥当	145	平成22年度予算等に反映した	140
	課題の採択は妥当	73	平成22年度予算等に反映した	69
	事後評価 政策チェックアップ（実績評価方式）：49件 （46施策目標） [実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）]〔表16-3-ス〕 （成果重視事業：3件）〔表16-3-セ〕	評価の結果、一部改善・見直し・整理・統合を図った上で、引き続き実施することが妥当	49	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進した 【引き続き推進】
② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】				21 概算要求に反映 21 機構・定員要求に反映 3 機構要求に反映 2 定員要求に反映 3 政策の重点化等 8 政策の一部の廃止・休止・中止 1
③ 事業の最終年度を迎えたもの				2

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
政策レビュー（総合評価方式）：5 テーマ 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）4件〕 〔表16-3-ソ〕 【政策レビュー（総合評価方式）：11テーマ】 〔表16-3-タ〕	テーマごとに対象政策について目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	5	評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する。 【引き続き推進】 5
個別公共事業の再評価（事業評価方式）：293件{33件} 〈21年度道路関係予算配分・執行业務分18件〉〔表16-3-チ〕 〈22年度予算概算要求時実施等：14件{22件}〉〔表16-3-ツ、テ〕 〈21年度補正予算に係る事業：8件〉〔表16-3-ト〕 〈22年度予算に向けた事業（直轄事業等）：184件〉〔表16-3-ナ〕 〈22年度予算に向けた事業等（補助事業等）：69件{11件}〉〔表16-3-ニ、ヌ〕 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）242件{29件}〕 〔未着手（法第7条第2項第2号イ）3件{3件}〕 〔未了（法第7条第2項第2号ロ）48件{1件}〕	事業の継続が妥当	258	事業を継続 【引き続き推進】 258
	事業を見直した上での継続が妥当	22	事業を見直した上で継続 【改善・見直し】 22
	事業の中止が妥当	13	事業を中止 【廃止・休止・中止】 13
個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：94件 〔表16-3-ネ〕	再事後評価、改善措置の必要なし	92	再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した
	再事後評価の必要あり	2	
個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式）：1件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-ノ〕	研究開発課題の継続は妥当	1	平成22年度予算に反映した 【引き続き推進】 1
個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：30件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-ハ〕	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした	30	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する 30

(注) 1 { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

- 国土交通省では、個別公共事業の評価について、維持・管理に係る事業、災害復旧事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業を対象として、新規事業採択時評価及び再評価を行っており、表中の法第7条第2項第1号の件数は、政策評価の実施が義務付けられておらず国土交通省が自主的に取り組んでいるものである。
- 政策アセスメントの平成22年度予算概算要求時の評価については、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果（21年11月公表）のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。
- 個別公共事業の新規事業採択時評価及び個別研究開発課題の事前評価それぞれの22年度予算概算要求時の評価については、「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴い、8月に公表した評価の対象政策の一部について、評価が実施され、また、その一部については概算要求に盛り込まれなかったことにより、一部の評価結果が政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」は一致しない。

表 16-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 22 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする 49 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 22 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 16-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（22 年度予算概算要求時（21 年 8 月公表））

No.	評価対象施策
政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	民間賃貸住宅の契約の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設
政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	地域における継続的な海岸漂着ゴミ対策の推進
3	200 海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定
4	地域交通、物流の革新を促す新たな低炭素実用車両の開発促進
5	自動車運送事業者による CO ₂ 削減努力の評価手法、付加価値創出手法の開発
6	歴史的な水辺環境改善下水道事業の創設
7	資源・エネルギー循環下水道事業の創設
8	まちを元気づける水辺整備を推進するための「お濠再生プロジェクト」の創設
政策目標 3 地球環境の保全	
9	エコモビリティ都市の推進
政策目標 4 水害等災害による被害の軽減	
10	緊急地震速報等の高度化
11	集中豪雨・局地的大雨対策の強化
12	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化
13	下水道浸水被害軽減総合事業の強化
14	都市機能保全型老朽管対策事業の創設
15	砂防設備等の緊急改築制度の創設
16	土砂災害に対する警戒避難体制の強化に関する制度の創設
17	ゲリラ豪雨等に対しても安心して暮らせる「100 ^{mm} /h 安心プラン（仮称）」の策定
18	気候変動に伴う集中豪雨の激化に対応する河川整備及び流域対策の推進（流域治水対策河川事業費補助の創設）
19	沿岸域一帯の危機管理・減災対策の創設
20	地球温暖化に伴う海面上昇等への緊急的な適応策としての高潮・高波対策等の推進
21	広域侵食対策事業の創設
政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
22	運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
23	産業活性化のための港湾機能の強化
24	物流施設の耐震強化
25	観光魅力を活かした船旅の振興
26	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業
政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進	
27	停滞プロジェクト早期完了支援事業の創設
28	交通結節点の利便性向上と周辺の一體的整備を重点支援する制度の創設
29	歴史的風致維持向上施設整備事業の創設
政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
30	生活支援機能の集積による駅機能高度化～コミュニティ・ステーション化～の推進
31	バス交通における環境整備モデル事業の創設
32	外海離島等の運航費軽減・需要喚起方策の調査
33	海上交通の低炭素化・利便性向上等総合事業の創設

政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
34	観光地の魅力創出インフラ整備の推進
35	宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度の導入
36	人口減少の進展等を踏まえた土地管理の適正化の推進
37	不動産市場の活性化のための情報基盤の構築
38	建設業と地域の相互発展促進事業の実施
39	建設業の施工力の強化
40	都市部官民境界基本調査の創設
41	都市再生街づくり支援調査の創設
42	山村境界基本調査の創設
政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
43	集落生活安定化へ向けた中間支援業務の普及促進モデル事業の創設
44	広域地方計画推進交付金（仮称）の創設
45	広域自立成長推進事業（仮称）の創設
政策目標 11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	
46	運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築
47	地域交通IT基盤確立プログラムの推進
政策目標 12 国際協力、連携等の推進	
48	アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化
49	官民連携による海外交通プロジェクトの推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html）の表16-4-①参照。

また、その後に示された「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づく平成22年度予算概算要求に当たり、以下の40の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を21年11月26日に「平成22年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表16-3-イ 政策アセスメントを実施した施策〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）〉

No.	評価対象施策
政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	民間賃貸住宅の家賃債務保証業等の適正化・紛争処理の円滑化に係る支援制度の創設
政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
2	200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定
3	地域交通、物流の革新を促す新たな低炭素実用車両の開発促進
4	自動車運送事業者によるCO ₂ 削減努力の評価手法、付加価値創出手法の開発
5	歴史的な水辺環境改善下水道事業の創設
政策目標 4 水害等災害による被害の軽減	
6	緊急地震速報等の高度化
7	集中豪雨・局地的大雨対策の強化
8	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化
9	下水道浸水被害軽減総合事業の強化
10	都市機能保全型老朽管対策事業の創設
11	砂防設備等の緊急改築制度の創設
12	土砂災害に対する警戒避難体制の強化に関する制度の創設
13	ゲリラ豪雨等に対しても安心して暮らせる「100 ^{mm} /h安心プラン（仮称）」の策定
14	気候変動に伴う集中豪雨の激化に対応する河川整備及び流域対策の推進（流域治水対策河川事業費補助の創設）
15	地球温暖化に伴う海面上昇等への緊急的な適応策としての高潮・高波対策等の推進
政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
16	運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
17	戦略物資を取扱う港湾施設の機能強化
18	物流施設の耐震強化
19	遠隔離島における活動拠点の整備

20	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業
政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進	
21	停滞プロジェクト早期完了支援事業の創設
22	低炭素都市基盤創造事業の創設
政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
23	生活支援機能の集積による駅機能高度化～コミュニティ・ステーション化～の推進
24	外海離島等の運航費軽減等の実証調査
25	海上交通の低炭素化・利便性向上等総合事業の創設
政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
26	観光地の魅力創出インフラ整備の推進
27	宅地建物取引業・賃貸不動産管理業等に係る新規制度の導入
28	人口減少の進展等を踏まえた土地管理の適正化の推進
29	建設業新分野展開支援事業の実施
30	建設業の施工力の強化
31	都市部官民境界基本調査の創設
32	都市再生街づくり支援調査の創設
33	山村境界基本調査の創設
政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
34	集落生活安定化へ向けた中間支援業務の普及促進モデル事業の創設
35	広域地方計画推進交付金（仮称）の創設
36	広域自立成長推進事業（仮称）の創設
政策目標 11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	
37	運輸技術に関する総合的技術戦略プロセス推進に資する技術戦略ロードマップの構築
38	地域交通IT基盤確立プログラムの推進
政策目標 12 国際協力、連携等の推進	
39	アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化
40	官民連携による海外交通プロジェクトの推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表16-4-②参照。

- (2) 「平成21年度予算概算要求等に係る事前評価書」(平成20年8月25日公表)に、必要な修正及び追加を行い、21年8月31日に「平成20年度政策アセスメント結果(評価書)」として公表。

表16-3-ウ 政策アセスメントを実施した施策(21年度予算概算要求時実施分の追加修正等)

No.	評価対象施策
政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
1	下水道未普及解消重点支援制度の創設
2	下水道施設を活用した新エネルギー対策の推進(新世代下水道支援事業制度の拡充)
政策目標 3 地球環境の保全	
3	低炭素型都市づくりの推進のための制度拡充
4	内航海運省エネ化促進調査事業
5	革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発の創設
政策目標 4 水害等災害による被害の軽減	
6	下水道浸水被害軽減総合事業の創設
7	下水道総合地震対策事業の創設
8	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案
9	建築基準法施行令の一部を改正する政令案(2件)
10	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案
11	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(7件)
12	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(2件)
13	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(2件)

(注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成21年6月16日制定)II3(3)に基づくものである。各評価対象政策の評価の結果及び

- その結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html の表16-4-③参照。
 2 No.1～7は法令改正に関連するもの、No.8～13は規制の事前評価に関連するものである。
 3 表中の（ ）は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(3) 規制の新設又は改廃（10件）に係る政策を対象として評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成21年6月25日、平成22年1月27日、2月8日、2月15日、2月22日、3月4日及び3月24日に「規制の事前評価書」として公表。

表16-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	都市再生特別措置法施行令及び都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令案
2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案
3	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案
4	航空法の一部を改正する法律案（3件）
5	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
6	賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案
7	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案
8	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html の表16-4-④参照。
 2 表中の（ ）は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(4) 平成22年度予算概算要求に当たって、個別箇所です予算内示を予定している事業に係る18事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を21年8月31日に「平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業（22年度予算概算要求時（21年8月公表））

No.	事業区分	件数	
1	ダム事業	直轄事業等	1
		補助事業	1
2	海岸事業	直轄事業	1
3	港湾整備事業	直轄事業	3
4	空港整備事業	直轄事業	1
5	船舶建造事業		6
6	海上保安官署施設整備事業		5
	計		18

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html の表16-4-⑤参照。
 2 No.1～4は公共事業関係費、No.5及び6はその他施設費に係るものである。

また、その後示された「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づく平成22年度予算概算要求に当たり、上記事業のうちの1事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、21年11月26日に「平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書（その2）」として公表。

表 16-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈22年度予算概算要求時（21年11月公表）〉

No.	事業区分	件数
1	船舶建造事業	1

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 16-4-⑥参照。

- (5) 平成 21 年度補正予算に係る評価として、61 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表 16-3-キ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈21年度補正予算に係る事業〉

No.	事業区分	件数
1	砂防事業等	補助事業等 17
2	海岸事業	補助事業等 19
3	道路・街路事業	直轄事業等 4
4	港湾整備事業	直轄事業 8
		補助事業等 2
5	空港整備事業	直轄事業 1
6	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業等 2
7	官庁営繕事業	4
8	船舶建造事業	3
9	海上保安官署施設整備事業	1
計		61

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 16-4-⑦参照。

2 No.1～6は公共事業関係費、No.7～9はその他施設費に係るものである。

- (6) 平成 22 年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、個別箇所で予算決定された事業を含め、10 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 22 年 2 月 1 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－」として公表。

表 16-3-ク 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈22年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分	件数
1	港湾整備事業	直轄事業 1
2	空港整備事業	直轄事業 1
3	官庁営繕事業	2
4	船舶建造事業	5
5	海上保安官署施設整備事業	1
計		10

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 16-4-⑧参照。

2 No.1及び2は公共事業関係費、No.3～5はその他施設費に係るものである。

- (7) 平成 22 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、55 事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 22 年 3 月 26 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－（その 2）」として公表。

表 16-3-ケ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈22年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数
1	河川事業	補助事業等	2
2	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	15
3	鉄道防災事業	補助事業	26
4	住宅市街地総合整備事業		6
5	都市公園事業	補助事業	1
6	離島振興特別事業		1
7	奄美群島振興開発事業		1
8	小笠原諸島振興開発事業		3
	計		55

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 16-4-⑨参照。

2 No.1～5は公共事業関係費、No.6～8はその他施設費に係るものである。

- (8) 新規課題として開始しようとする 36 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日に「平成 22 年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 16-3-コ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈22年度予算概算要求時（21年8月公表）〉

No.	評価対象研究開発課題
1	社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発
2	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発
3	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究
4	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発
5	道路ネットワークの連結信頼性を考慮した道路構造物の補修優先順位付けに関する研究
6	密集市街地における協調的建て替えルールの策定支援技術の開発
7	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発
8	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究
9	伝統的技術を適用した木造建築物の耐久性向上に関する研究
10	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究
11	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究
12	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究
13	世界測地系における国内位置基準の監視の高度化に関する研究
14	GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究
15	地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究
16	変色水を用いた海域火山の観測研究
17	都市における合理的な地下空間創造技術およびその耐震性能評価に関する研究
18	太陽エネルギーを有効利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの開発
19	地震による斜面崩壊予測とそれによる家屋・道路被害推計の統合システムの開発
20	次世代無線技術の利用による低コストで安定性の高い道路情報通信システムの開発
21	低炭素社会に向けた快適生活空間を創造するスギ間伐材を活用した耐火軸組構法技術の開発
22	下水道システムの地震被害応急復旧戦略シミュレータの開発
23	土木事業での木材活用による温暖化防止対策への貢献
24	既存木造学校施設の耐震補強方法の開発
25	雨天時における衛生学的安全性と水環境保全を目指した新しい都市排水処理技術の開発
26	建設対象物形状の3次元座標数値化技術の開発
27	土砂災害の2次被害を防止するための安価で迅速に設置できる監視装置の開発
28	高品質盛土を保証する施工管理技術に関する研究
29	地理空間情報の流通プラットフォーム技術開発による建設生産プロセスの効率化
30	三次元サブミリメートル変位計測による遠隔観測型崖崩れ前兆検出システムの開発
31	建設ICTにおけるImage Based Communications Tool（情報共有プラットフォーム）の研究開発

32	腐食劣化の生じた実橋梁部材を活用した鋼トラス橋の耐荷性能評価手法に関する研究
33	構造物現況形状データと設計データを用いた品質確保と施工支援に関する技術の開発
34	構造物の表層強度分布測定装置および含浸強化剤の開発研究
35	光ファイバセンシングによる広域社会基盤施設の高精度変状監視システムの開発
36	メカニカル亀裂ストッパーを用いた鋼橋の緊急・応急補修技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑩参照。

また、その後示された「平成22年度予算編成の方針について」(平成21年9月29日閣議決定)に基づく平成22年度概算要求に当たり、上記個別研究開発課題のうちの2の個別研究開発課題を対象として事前評価(事業評価方式)を実施し、21年11月26日に「平成22年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書(その2)」として公表。

表16-3-サ 事前評価を実施した個別研究開発課題<22年度予算概算要求時(21年11月公表)>

No.	評価対象研究開発課題
1	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究
2	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑪参照。

また、平成22年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた35の個別研究開発課題を対象として事前評価(事業評価方式)を実施し、22年3月29日に「個別研究開発課題の評価書-平成21年度-」として公表。

表16-3-シ 事前評価を実施した個別研究開発課題<21年度末実施>

No.	評価対象研究開発課題
1	社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発
2	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発
3	美しいまちづくりに向けた公共事業の景観創出の効果分析に関する研究
4	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発
5	密集市街地における協調的建て替えルールの策定支援技術の開発
6	住宅種別に応じたエネルギー消費性能評価法の開発
7	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究
8	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化方策に関する研究
9	物流の効率性と両立した国際輸送保安対策のあり方に関する研究
10	グリーンITSの研究開発
11	3次元データを用いた設計、施工、維持管理の高度化に関する研究
12	ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究
13	世界測地系における国内位置基準の監視の高度化に関する研究
14	GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究
15	地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究
16	都市における合理的な地下空間創造技術およびその耐震性能評価に関する研究
17	太陽エネルギーを有効利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの開発
18	地震による斜面崩壊予測とそれによる家屋・道路被害推計の統合システムの開発
19	次世代無線技術の利用による低コストで安定性の高い道路情報通信システムの開発
20	低炭素社会に向けた快適生活空間を創造するスギ間伐材を活用した耐火軸組構法技術の開発
21	下水道システムの地震被害応急復旧戦略シミュレータの開発
22	土木事業での木材活用による温暖化防止対策への貢献
23	既存木造学校施設の耐震補強方法の開発
24	雨天時における衛生学的安全性と水環境保全を目指した新しい都市排水処理技術の開発
25	建設対象物形状の3次元座標数値化技術の開発

26	土砂災害の2次災害を防止するための安価で迅速に設置できる監視装置の開発
27	高品質盛土を保証する施工管理技術に関する研究
28	地理空間情報の流通プラットフォーム技術開発による建設生産プロセスの効率化
29	三次元サブミリメートル変位計測による遠隔観測型崖崩れ前兆検出システムの開発
30	建設ICTにおけるImage Based Communications Tool（情報共有プラットフォーム）の研究開発
31	腐食劣化の生じた実橋梁部材を活用した鋼トラス橋の耐荷性能評価手法に関する研究
32	構造物現況形状データと設計データを用いた品質確保と施工支援に関する技術の開発
33	構造物の表層強度分布測定装置および含浸強化剤の開発研究
34	光ファイバセンシングによる広域社会基盤施設の高精度変状監視システムの開発
35	メカニカル亀裂ストッパーを用いた鋼橋の緊急・応急補修技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html)の表16-4-⑫参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

46の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成21年8月31日に「平成20年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表16-3-ス 政策チェックアップを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	改善・見直し
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	改善・見直し
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	改善・見直し
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	改善・見直し
16	住宅・建築物の安全性の確保を図る	引き続き推進
17	自動車事故の被害者の救済を図る	引き続き推進
18	自動車の安全性を高める	引き続き推進
19	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	引き続き推進
20	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	改善・見直し
21	観光立国を推進する	改善・見直し
22	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	引き続き推進
23	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	引き続き推進
24	整備新幹線の整備を推進する	引き続き推進

25	航空交通ネットワークを強化する	引き続き推進
26	都市再生・地域再生を推進する	改善・見直し
27	流通業務立地等の円滑化を図る	引き続き推進
28	集約型都市構造を実現する	引き続き推進
29	鉄道網を充実・活性化させる	引き続き推進
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する	改善・見直し
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する	引き続き推進
32	道路交通の円滑化を推進する	引き続き推進
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	引き続き推進
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	改善・見直し
35	建設市場の整備を推進する	引き続き推進
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	引き続き推進
37	地籍の整備等の国土調査を推進する	改善・見直し
38	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	改善・見直し
39	総合的な国土形成を推進する	引き続き推進
40	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	引き続き推進
41	離島等の振興を図る	改善・見直し
42	北海道総合開発を推進する	引き続き推進
43	技術研究開発を推進する	引き続き推進
44	情報化を推進する	引き続き推進
45	国際協力、連携等を推進する	引き続き推進
46	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑬参照。

また、以下の3事業（成果重視事業）を対象として政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成21年8月31日に「平成20年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表16-3-セ 政策チェックアップを実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	自動車分野のCO ₂ 排出量評価プログラムの構築（CO ₂ 排出量予測の誤差）	—
2	自動車事故の情報収集の強化と情報分析システムの構築事業（①自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加、②自動車事故報告書作成時間の短縮）	—
3	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業（①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑭参照。

2 No.1及び2は、事業の最終年度を迎えたものである。

(2) 5つのテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成21年11月26日及び22年3月29日に「平成21年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表16-3-ソ 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	住宅・建築物の耐震化の促進	引き続き推進
2	第5次国土調査事業十箇年計画	引き続き推進
3	総合的な水害対策	引き続き推進
4	住宅分野における市場重視施策	引き続き推進

5	総合物流施策大綱（2005-2009）	引き続き推進
---	---------------------	--------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑮参照。

また、以下の11のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成22年度内に評価結果を取りまとめる予定。

表16-3-タ 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	運輸安全マネジメント評価
2	道路交通の安全施策
3	観光立国の実現
4	申請・届出等手続きのオンライン利用の促進
5	LRT等の都市交通整備のまちづくりへの効果
6	都市再生の推進
7	住生活基本計画（全国計画）
8	住宅・建築物の耐震化の促進
9	鉄道の安全施策
10	港湾の大規模地震対策
11	緊急地震速報の利用の拡大

(3) 平成21年度予算に係る評価として、道路関係予算を配分・執行する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、14事業について「個別公共事業の評価書（その2）」として21年7月7日に、3事業について「個別公共事業の評価書（その3）」として21年7月14日に、1事業について「個別公共事業の評価書（その4）」として21年7月28日にそれぞれその結果を公表。

表16-3-チ 再評価を実施した個別公共事業（21年度予算（道路関係予算を配分・執行する事業）に係る評価）

No.	事業区分	件数	評価結果の反映状況
1	道路・街路事業（直轄事業等）	14	改善・見直し
		3	改善・見直し（2件） 廃止・休止・中止（1件）
		1	改善・見直し
計		18	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑯参照。

(4) 平成22年度予算概算要求に当たって、個別箇所で予算内示を予定している事業に係る9事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を21年8月31日に「平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業（22年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分	件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	8	引き続き推進（7件） 廃止・休止・中止（1件）
	補助事業	1	引き続き推進
		[評価手続中：17]	

計	9 [評価手続中：17]	—
---	-----------------	---

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑰参照。

- (5) 平成15、19及び20年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業5事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を21年8月31日に「平成22年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-テ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	15年度評価：2 [評価手続中：2]	廃止・休止・中止
			19年度評価：1	引き続き推進
			20年度評価：2 [評価手続中：3]	廃止・休止・中止
計			5 [評価手続中：5]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑱参照。

- (6) 平成21年度補正予算に係る評価として、8事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を21年8月31日に「平成21年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表。

表16-3-ト 再評価を実施した個別公共事業（21年度補正予算に係る事業）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	道路・街路事業	直轄事業等	8	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑲参照。

- (7) 平成22年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、個別箇所で予算決定された事業を含め、184事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を22年2月1日に「個別公共事業の評価書—平成21年度—」として公表。

表16-3-ナ 再評価を実施した個別公共事業（22年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	59	引き続き推進
2	砂防事業等	直轄事業	14	引き続き推進
3	海岸事業	直轄事業	2	引き続き推進
4	道路・街路事業	直轄事業等	87	引き続き推進（85件） 改善・見直し（2件）
5	港湾整備事業	直轄事業	13	引き続き推進
6	都市公園事業	直轄事業	1	引き続き推進
7	ダム事業	直轄事業等	8	引き続き推進（7件） 廃止・休止・中止（1件）
計			184	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑳参照。

- (8) 平成 22 年度予算に向けた評価として、補助事業等について、63 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 22 年 3 月 26 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－（その 2）」として公表。

表 16-3-2 再評価を実施した個別公共事業（22 年度予算に向けた事業（補助事業等））

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	4	引き続き推進
2	ダム事業	補助事業	11 [評価手続中：2]	引き続き推進
3	道路・街路事業	補助事業等	15	引き続き推進（13 件） 改善・見直し（2 件）
4	港湾整備事業	補助事業等	11	引き続き推進（10 件） 廃止・休止・中止（1 件）
5	都市再生推進事業		3	引き続き推進
6	住宅市街地基盤整備事業		19 [評価手続中：3]	引き続き推進（18 件） 改善・見直し（1 件）
計			63 [評価手続中：5]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 16-4-④参照。

- (9) 平成 15、18、19 及び 20 年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業 6 事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を 22 年 3 月 26 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－（その 2）」として公表。

表 16-3-3 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業等	15 年度評価：2 [評価手続中：2]	廃止・休止・中止
		補助事業	19 年度評価：1	引き続き推進
			20 年度評価：2 [評価手続中：3]	廃止・休止・中止
2	港湾整備事業	補助事業等	18 年度評価：1	廃止・休止・中止
			[評価手続中： 20 年度評価 1]	—
計			6 [評価手続中：6]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 16-4-④参照。

- (10) 事業完了後の一定期間（5 年以内）が経過した 94 事業を対象として完了後の事後評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 22 年 3 月 26 日に「個別公共事業の評価書－平成 21 年度－（その 2）」として公表。

表 16-3-4 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	19
2	ダム事業	直轄事業等	11
3	砂防事業等	直轄事業	1
		補助事業	4

4	海岸事業	補助事業	1
5	道路・街路事業	直轄事業等	27
		補助事業等	2
6	港湾整備事業	直轄事業	15
7	空港整備事業	直轄事業等	1
8	都市・幹線鉄道整備事業		6
9	航路標識整備事業		1
10	官庁宮繕事業		6
計			94

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-④参照。
2 No.1～9は公共事業関係費、No.10はその他施設費に係るものである。

- (11) 研究期間が5年以上の個別研究開発課題1課題を対象として中間評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成22年3月29日に「個別研究開発課題の評価書－平成21年度－」として公表。

表16-3-ノ 中間評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題	評価結果の反映状況
1	マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-④参照。

- (12) 研究期間が終了した個別研究開発課題30課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成22年3月29日に「個別研究開発課題の評価書－平成21年度－」として公表。

表16-3-ハ 終了時評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題
1	高強度鋼等の革新的構造材料を用いた新構造建築物の性能評価手法の開発
2	磁気エネルギー回生スイッチによる照明の省エネ省資源
3	高性能分離膜とガスエンジンによる下水汚泥バイオガスからの低コストエネルギー生産技術の開発
4	大規模集客施設内部の非構造材の落下安全評価法の開発
5	集合住宅の劣化診断及び蘇生技術適用に資するナレッジベースの研究開発
6	流域エコロジカル・ネットワーク再生による健全な生態系の保全
7	革新的材料を用いた社会基盤施設の再構築
8	光触媒を用いた干潟および運河等におけるダイオキシン類を含む有害物質の除去に関する研究
9	コンクリート構造物の無振動・無騒音解体技術の開発
10	バイオセンサーによる室内空気質の毒性評価に関する研究
11	途上国に適用可能な超省エネ型の新規下水処理システムの創成
12	京都特有の自然素材を活用した低環境負荷・資源循環型木造住宅の開発
13	革新的音響モニタリング技術を用いた次世代河川流量測定システムの開発
14	住宅に対する建物被害調査・再建支援統合パッケージの開発
15	首都圏震災時における帰宅困難者・ボランティアと地域住民・自治体との協働による減災研究
16	膜張力測定装置の開発
17	緊急・代替輸送支援システムの開発
18	ナノテクノロジーを活用したアルミニウム合金の研究開発
19	地域活動と協働する水循環健全化に関する研究
20	地域被害推定と防災事業への活用に関する研究
21	地方都市再生に向けたLRT活用方策に関する研究

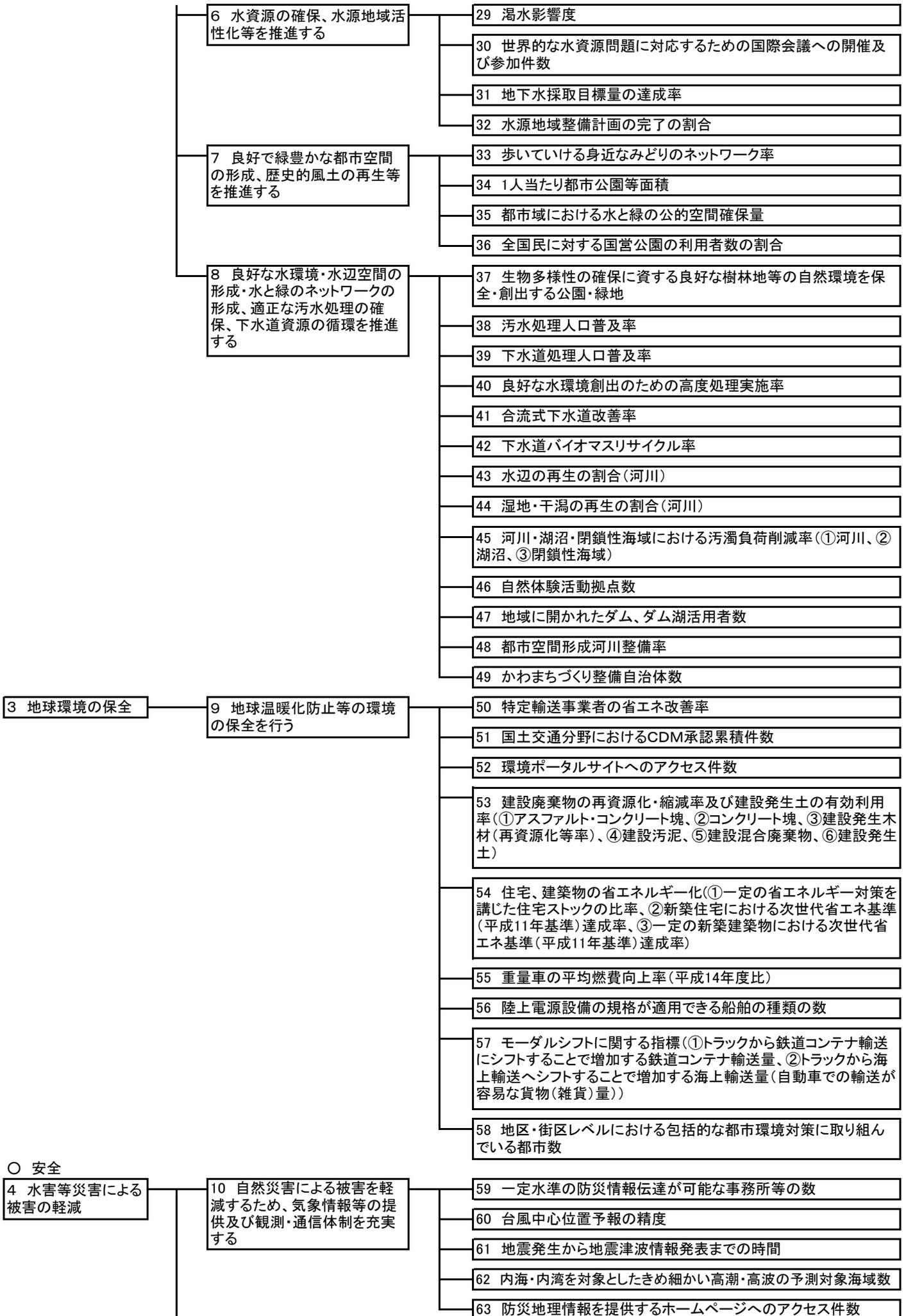
22	下水道管渠の適正な管理手法に関する研究
23	建築基準の性能規定化の一層の推進のための建築材料等の性能表示・認証システムに関する研究
24	災害時要援護者向け緊急情報発信マルチプラットフォームの開発
25	東アジア経済連携時代の国際物流ネットワークとインフラ整備政策に関する研究
26	G P S時系列データに含まれる季節的変動誤差の補正モデル構築に関する研究
27	緊急防災情報としての震源断層即時推定手法の開発に関する研究
28	S A R衛星の位置情報の高精度化を通じた地盤変動抽出の高度化に関する研究
29	高密度地形データを用いた斜面崩壊予測のための大縮尺地形分類手法の開発
30	東海地震の予測精度向上及び東南海・南海地震の発生準備過程の研究

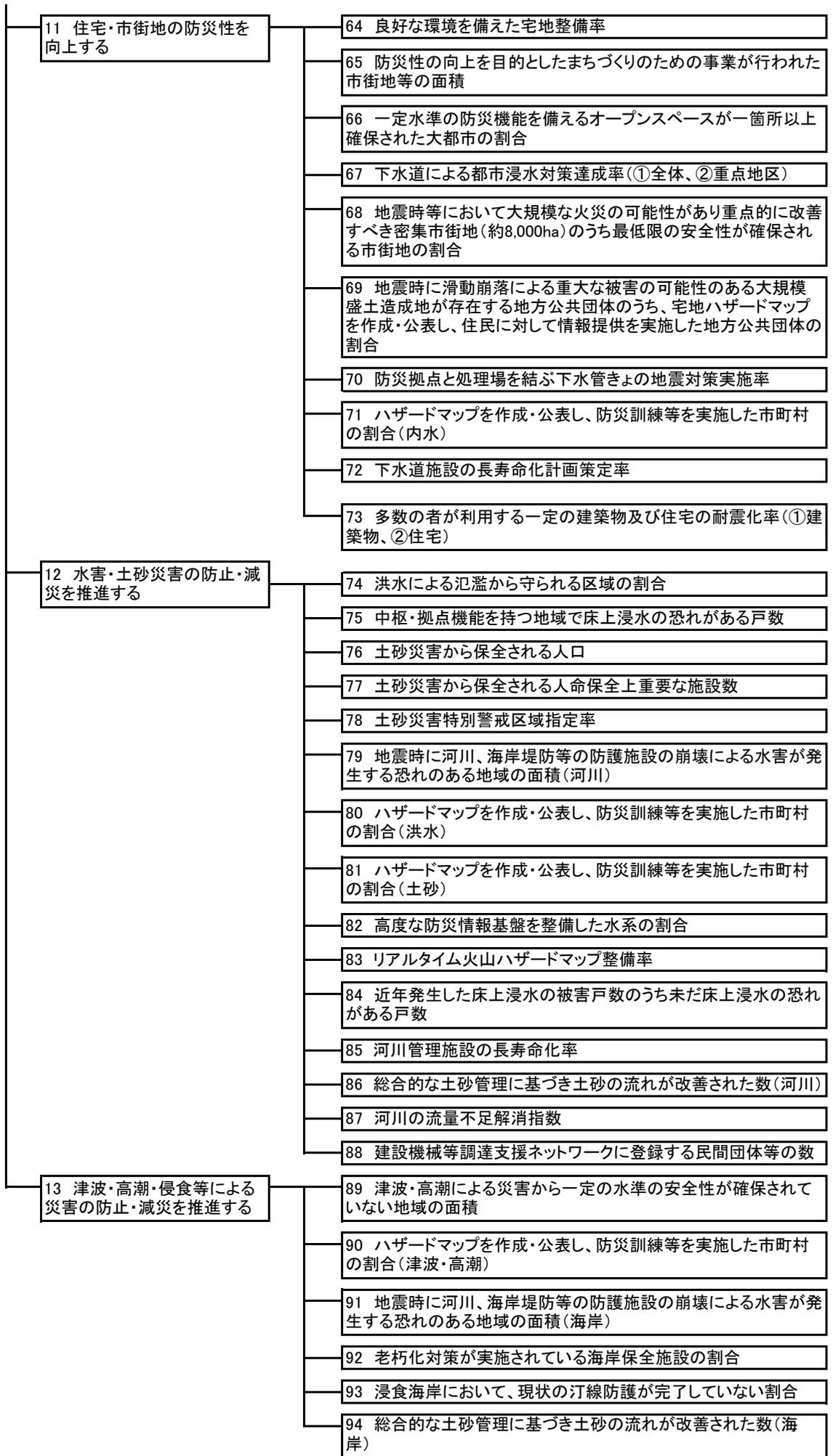
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表16-4-⑤参照。

政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの
業績指標

政策目標	施策目標	業績指標	
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未達率 2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	3 住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率) 4 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 5 既存住宅の流通シェア 6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合 7 新築住宅における住宅性能表示の実施率	
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	8 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	
		9 公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)	
		10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー)	
		11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合(①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機)	
		12 交通アドバイザー会議における意見への対応件数	
		13 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人員	
		14 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(①園路及び広場、②駐車場、③便所)	
		15 バリアフリー化された路外駐車場の割合	
		16 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	
		17 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	
		18 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	
		19 ICカードが導入されたバス車両数	
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	20 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
			21 水辺の再生の割合(海岸)
			22 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
			23 湿地・干潟の再生の割合(港湾)
			24 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数
		5 快適な道路環境等を創造する	25 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合
			26 建設機械から排出されるNOx・PMの削減量(①PM、②NOx)
27 市街地の幹線道路の無電柱化率			
28 クリーンエネルギー自動車の普及台数			





5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保

14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する

- 95 公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数
- 96 遮断機のない踏切道数
- 97 地下鉄道の火災対策基準を満たす地下駅の割合
- 98 主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数
- 99 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数
- 100 地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合
- 101 鉄道運転事故による乗客の死亡者数
- 102 事業用自動車による交通事故死者数
- 103 商船の海難船舶隻数
- 104 船員災害発生率(千人率)
- 105 小型船舶の安全拠点の数
- 106 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数
- 107 国内航空における航空事故発生件数
- 108 全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率
- 109 道路交通における死傷事故率
- 110 あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率
- 111 事故危険箇所の死傷事故抑止率
- 112 完了検査率
- 113 特定行政庁・指定確認検査機関における建築主事・確認検査員数
- 114 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数
- 115 車両対車両衝突事故における死亡事故率(正面衝突)
- 116 海難の再発防止へ向けた勧告・提言の件数
- 117 薬物・銃器密輸事犯の摘発件数
- 118 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数
- 119 海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数
- 120 ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

15 道路交通の安全性を確保・向上する

16 住宅・建築物の安全性の確保を図る

17 自動車事故の被害者の救済を図る

18 自動車の安全性を高める

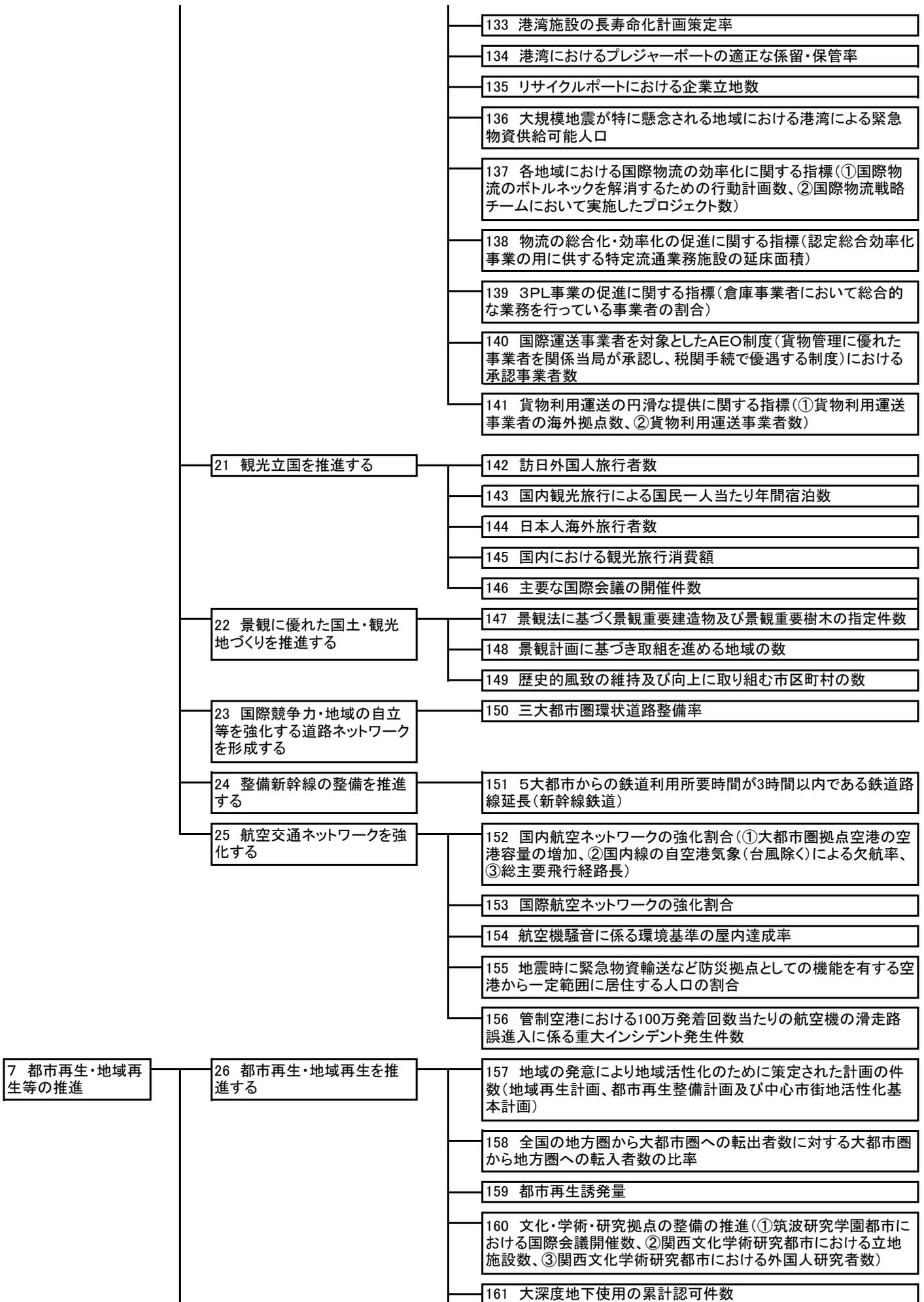
19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する

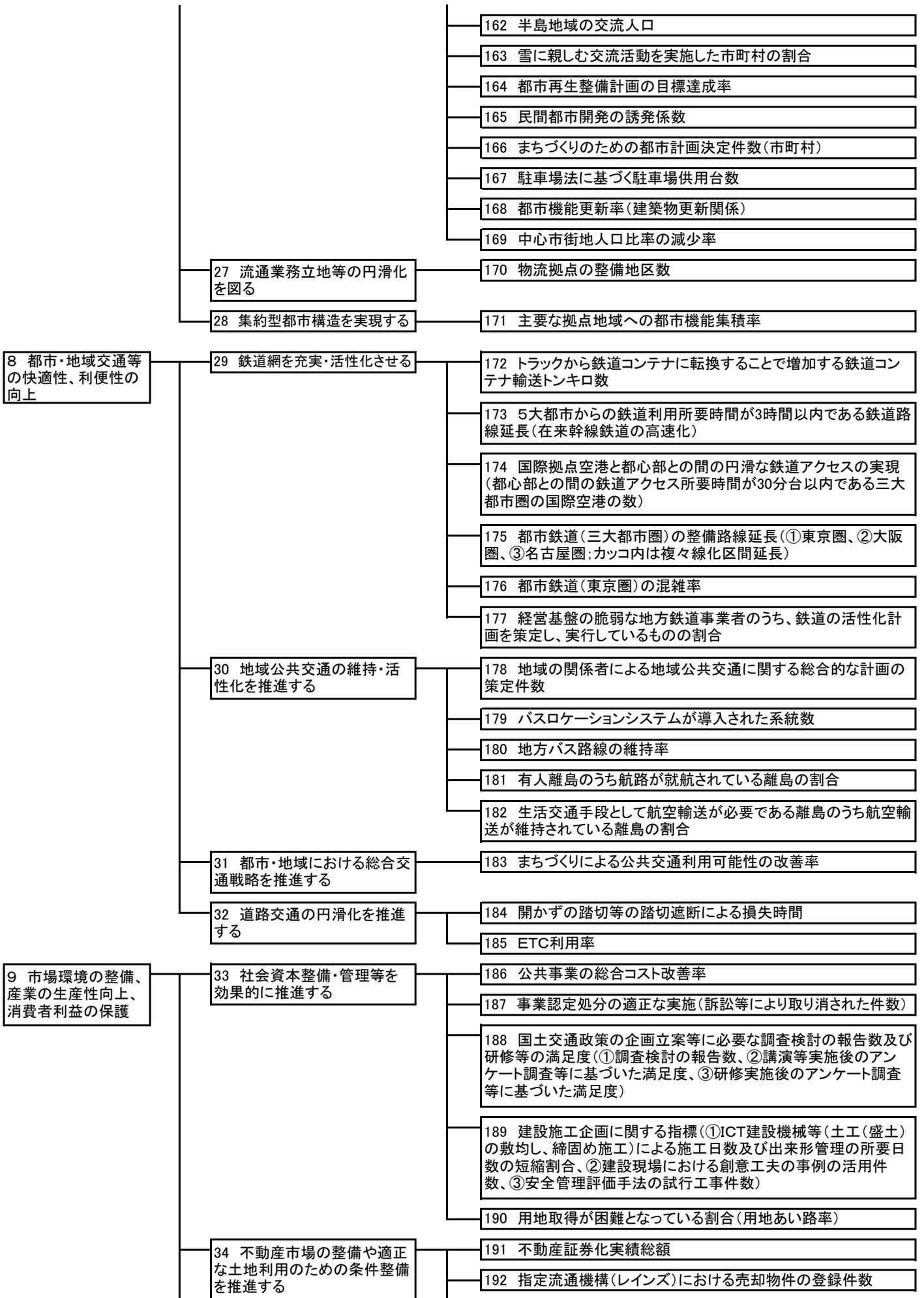
○ 活力

6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する

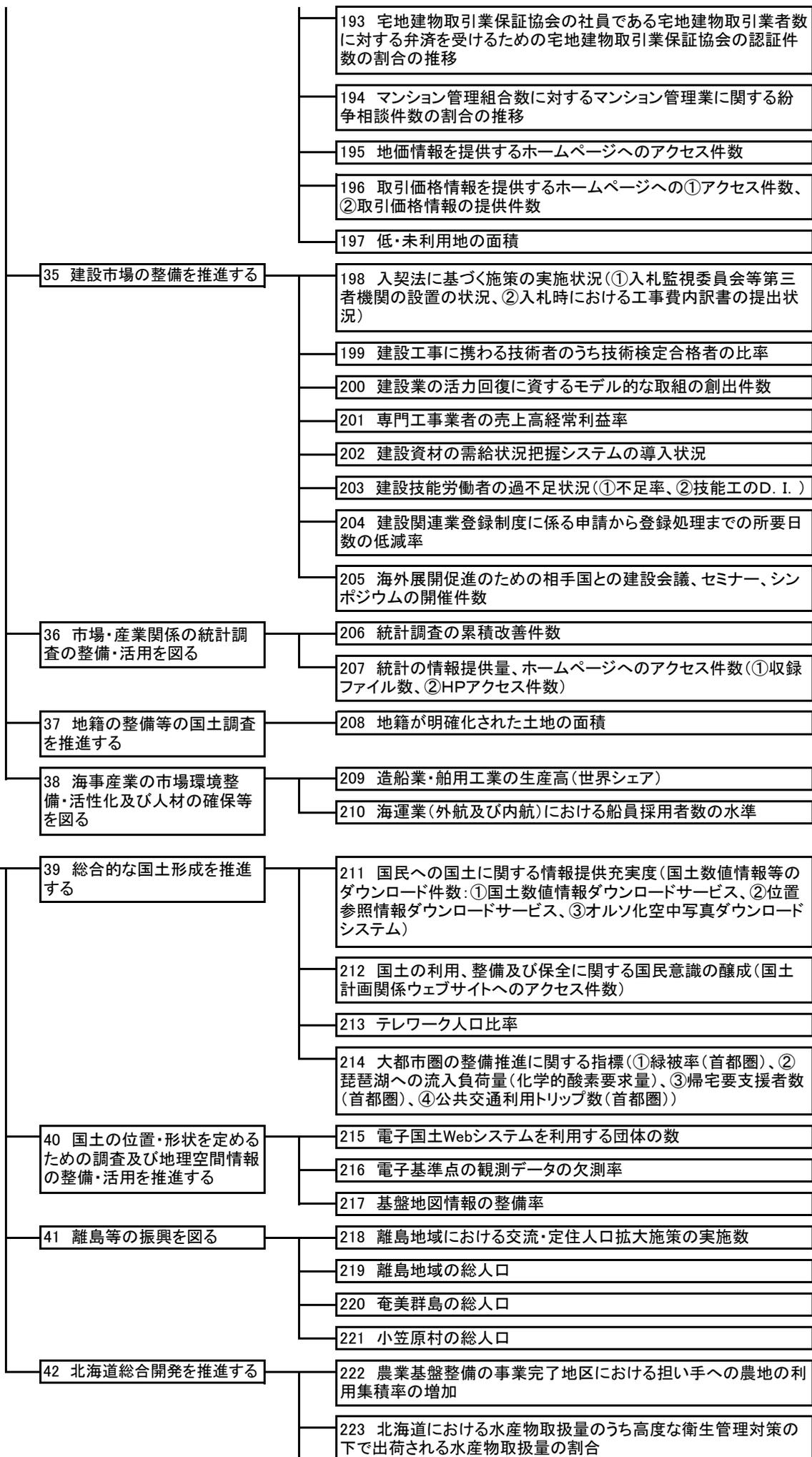
- 121 内航貨物船共有建造量
- 122 国際船舶の隻数
- 123 我が国商船隊の輸送比率
- 124 マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数
- 125 我が国商船隊における外航日本船舶数
- 126 内航船舶の平均総トン数
- 127 スーパー中核港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム(①港湾コスト低減率、②リードタイム)
- 128 港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率
- 129 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率
- 130 船舶航行のボトルネック解消率
- 131 国内海上貨物輸送コスト低減率
- 132 地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量

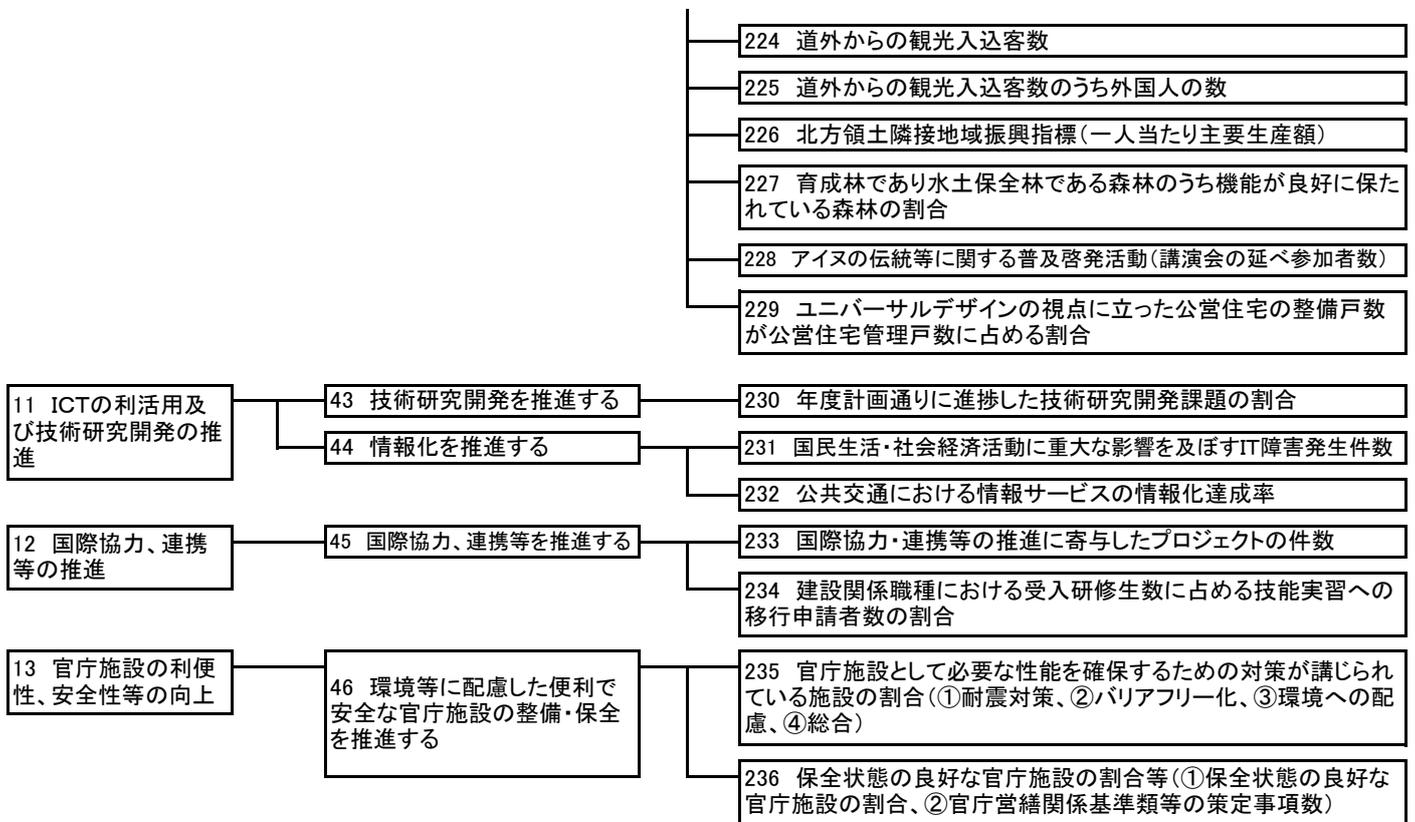




○ 横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備





(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000033108.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 17-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日策定） 平成18年4月1日改正 平成20年4月1日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成 18 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までの 5 年間
	② 事前評価の対象等	○ 法施行令第 3 条第 1 項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策及び規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象。
	③ 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、環境省大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成 21 年度環境省政策評価実施計画（平成 21 年 4 月 1 日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：9 施策
	② 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	○ 成果重視事業（モデル事業）について、事後評価（事業評価方式）を行う。

表 17-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	規制に関する評価（新設規制）：21件 〔表 17-3-ア〕 《 8 件 》 〔表 17-3-イ〕	規制の新設は有効	21	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	21 《 8 》		
	個別公共事業の評価：1件 〔表 17-3-ウ〕	事業の実施は有効	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	1		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：9件 〔表 17-3-エ〕	取組を引き続き推進	0	① 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	0	
			施策の改善・見直し	9	② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	9	
							概算要求に反映
	機構・定員要求に反映						8
	機構要求に反映						6
	定員要求に反映	7					
政策の重点化等	9						
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	事業評価方式：1件 （成果重視事業） 〔表 17-3-オ〕	事業の実施は有効	1	事業は完了するが、評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定）。	1		

（注） 《 》は、平成 20 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 17-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る 21 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 31 日、22 年 2 月 25 日、3 月 4 日及び 3 月 12 日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	
1	製造、使用、輸出入を制限する残留性有機汚染物質の指定に関する措置の新設・拡大
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
2	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設
3	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し
4	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
5	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出
6	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化
7	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け
8	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け
9	報告徴収及び立入検査の対象拡充
10	措置命令の対象拡充
11	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設
12	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置
13	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化
14	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化
15	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設
16	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設
環境影響評価法の一部を改正する法律	
17	環境影響評価図書インターネットによる公表を義務付け
18	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け
19	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設
20	方法書段階における説明会の義務付け
21	法的関与要件に交付金事業を追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 17-4-①参照。

(2) 以下の 8 政策は、その結果を平成 20 年度に事前評価書として公表し、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 17-3-イ 規制を対象として平成 20 年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令	
1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加
特定家庭用機器再商品化法施行令	
2	対象品目の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令	

3	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	
4	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律	
5	海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地区内の行為規制の項目の拡充
6	海域における利用調整地区制度の創設
7	生態系維持回復事業の創設
土壌汚染対策法の一部を改正する法律	
8	指定調査機関の指定に関する更新制等の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表17-4-②参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度に新規採択を要求している公共事業 1 事業を対象として事前評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 26 日に公表。

表 17-3-ウ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	廃棄物処理施設における温暖化対策事業（1 事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 17-4-③参照。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「環境省政策評価基本計画」及び「平成 21 年度環境省政策評価実施計画」に基づき、平成 20 年度に行った 9 施策を対象として事後評価を実施し、21 年 8 月 28 日に「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 17-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地球温暖化対策の推進	改善・見直し
2	地球環境の保全	改善・見直し
3	大気・水・土壌環境等の保全	改善・見直し
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	改善・見直し
6	化学物質対策の推進	改善・見直し
7	環境保健対策の推進	改善・見直し
8	環境・経済・社会の統合的向上	改善・見直し
9	環境政策の基盤整備	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 17-4-④参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 21 年度環境省政策評価実施計画」に基づき、1 つの成果重視事業について事後評価を実施し、その結果を平成 21 年 8 月 28 日に「平成 20 年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

表 17-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	個体識別措置推進事業〔施策5〕	—

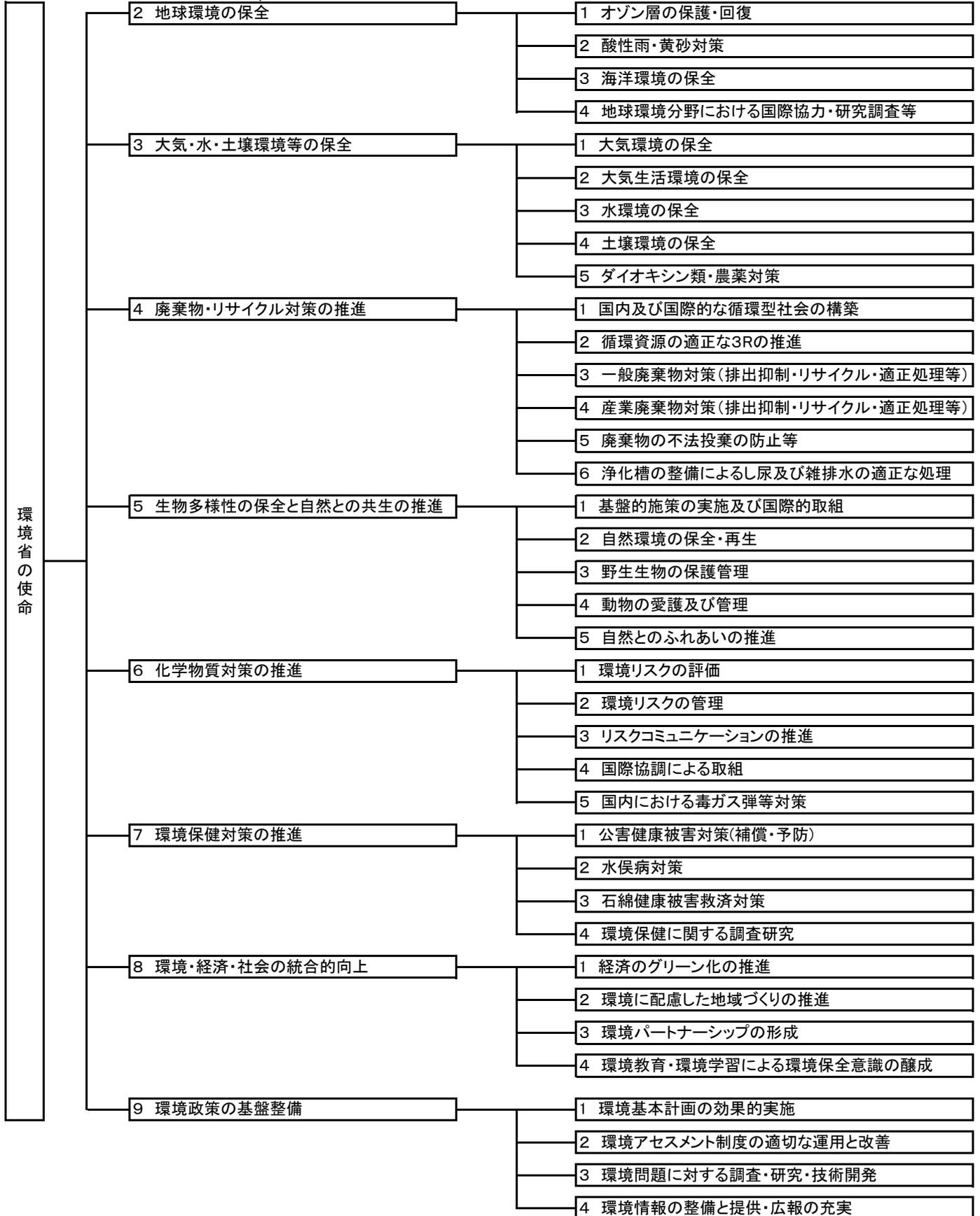
(注) 1 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表 17-4-⑤参照。

2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

3 評価対象政策は、事業完了後の評価を実施したものである。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの



環境省の使命

(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h22/seisaku-taiou.pdf>)参照

防衛省

《防衛省》

表 18-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成18年3月30日策定） 平成18年7月24日改正 平成18年12月26日改正 平成19年8月30日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
② 事前評価の対象等		○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 翌年度から新規に実施しようとする事業について、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等を評価する。 ○ 事前の事業評価については、新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費10億円以上のもの）を特段の事情がない限り対象とする。 ○ 研究開発の事前評価は、国の研究開発に関する大綱的指針及び防衛省研究開発評価指針を踏まえて行う。
③ 事後評価の対象等		○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。 ○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、次のとおり（平成19年8月30日改正）。 1 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施 2 防衛装備品等の整備及び維持 3 自衛隊の人的資源の効果的な活用 4 防衛装備品の研究・開発の推進 5 防衛施設の安定的な運用の確保 6 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進 7 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進
④ 政策評価の結果の政策への反映		○ 政策評価の結果は、予算要求（組織及び定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から防衛省内部部局の各課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、企画評価課に政策評価の結果を政策へ反映させた都度通知するものとする。その際、企画評価課は、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
⑤ 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備		○ 企画評価課は、政策評価書及び評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備え付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成21年7月15日策定） 平成22年3月31日改正	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後の事業評価：22項目 ○ 実績評価：2項目 ○ 総合評価：15項目
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

（注） 「平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」では、平成22年度以降に実績評価を予定する1項目（成果重視事業）についても規定。

表 18-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規事業）：21件 （22年度予算概算要求時（21年8月公表）：11件） 〔表18-3-ア〕 （22年度予算概算要求時（21年11月公表）：10件） 〔表18-3-イ〕	事業を実施することが妥当	21	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	10	
			14	概算要求に反映	10	
	事業評価方式（新規研究開発）：28件 （22年度予算概算要求時（21年8月公表）：14件） 〔表18-3-ウ〕 （22年度予算概算要求時（21年11月公表）：14件） 〔表18-3-エ〕	事業を実施することが妥当	28	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	14	
				概算要求に反映	14	
				機構・定員要求に反映	6	
				機構要求に反映	0	
				定員要求に反映	6	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：2件 〔表18-3-オ〕	今後も引き続き実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	2
		事業評価方式：22件 〔表18-3-カ〕	実施した事業は妥当	10	評価結果を踏まえ、今後も同種の施策に反映させるもの	10
			研究開発課題は達成された	12	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	12
		総合評価方式：15件 〔表18-3-キ〕	今後も引き続き実施することが妥当	14	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	14
	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当		1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1	
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） 「事業評価方式（新規事業）：21件」及び「事業評価方式（新規研究開発）：28件」については、それぞれ「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ行われた概算要求に伴う評価の結果（21年11月公表）のみが政策に反映されている。このため、「評価実施件数」と「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数」は一致しない。

表 18-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 22 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 11 の項目を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 8 月 31 日に「平成 21 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 18-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策(22 年度予算概算要求時(21 年 8 月公表))

No.	評価対象政策
	[1-2-① 防衛装備品整備]
1	護衛艦(19,500 トン型 DDH)
2	新戦車の取得
3	NBC 偵察車の取得
	[1-2-② 施設整備]
4	勝田学校本部庁舎整備事業
5	相馬原司令部庁舎整備事業
6	守山倉庫整備事業
7	百里航空機燃料貯蔵施設整備事業
8	浜松飛行場舗装整備事業
9	小松航空機燃料貯蔵施設整備事業
	[1-2-③ 装備品等維持]
10	F110 エンジンへの M-DEC の導入
	[5-6-② 在日米軍施設整備等]
11	横須賀海軍施設における独身下士官宿舎整備事業

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html の表 18-4-① 参照。
 2 評価対象政策名の上の [] 内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

また、その後に示された「平成 22 年度予算編成の方針について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定)に基づく平成 22 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 10 の項目を対象として評価を実施し、その結果を 21 年 11 月 10 日に「平成 21 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 18-3-イ 事業評価方式により事前評価した政策(22 年度予算概算要求時(21 年 11 月公表))

No.	評価対象政策
	[1-2-① 防衛装備品整備]
1	護衛艦(19,500 トン型 DDH)
2	新戦車の取得
3	NBC 偵察車の取得
	[1-2-② 施設整備]
4	勝田学校本部庁舎整備事業
5	相馬原司令部庁舎整備事業
6	守山倉庫整備事業
7	百里航空機燃料貯蔵施設整備事業
8	浜松飛行場舗装整備事業
9	小松航空機燃料貯蔵施設整備事業
	[5-6-② 在日米軍施設整備等]

10	横須賀海軍施設における独身下士官宿舎整備事業
----	------------------------

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表18-4-②参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(2) 平成22年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の14の研究開発項目を対象として評価を実施し、その結果を21年8月31日に「平成21年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表18-3-ウ 研究開発を対象として事前評価した政策〈22年度予算概算要求時（21年8月）公表〉

No.	評価対象政策
〔3-4-① 研究・開発〕	
1	新電子戦システム
2	03式中距離地对空誘導弾（改）
3	新空対艦誘導弾（XASM-3）
4	イージスBMD武器システム構成要素
5	スノーケル発電システム
6	次世代潜水艦用ソーナーシステム
7	低シグネチャ艦艇技術の研究
8	アクティブ電波画像誘導方式に関する研究
9	先進統合センサ・システムに関する研究
10	高出力レーザシステム構成要素の研究
11	電波・光波複合センサシステムの研究
12	軽量戦闘車両システムの研究
13	ウェポン内装化空力技術の研究
14	次世代エンジン主要構成要素の研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表18-4-③参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

また、その後に示された「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づく平成22年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の14の研究開発項目を対象として評価を実施し、その結果を21年11月10日に「平成21年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表18-3-エ 研究開発を対象として事前評価した政策〈22年度予算概算要求時（21年11月）公表〉

No.	評価対象政策
〔3-4-① 研究・開発〕	
1	新電子戦システム
2	03式中距離地对空誘導弾（改）
3	新空対艦誘導弾（XASM-3）
4	イージスBMD武器システム構成要素
5	スノーケル発電システム
6	次世代潜水艦用ソーナーシステム
7	低シグネチャ艦艇技術の研究
8	アクティブ電波画像誘導方式に関する研究
9	先進統合センサ・システムに関する研究
10	高出力レーザシステム構成要素の研究

11	電波・光波複合センサシステムの研究
12	軽量戦闘車両システムの研究
13	ウェポン内装化空力技術の研究
14	次世代エンジン主要構成要素の研究

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表18-4-④参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について別表のとおり体系化した上で、そのうち一部について、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の2項目について評価を実施し、その結果を平成21年8月31日及び22年3月31日に「平成21年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表18-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	〔1-1-⑦ 調達・補給・管理〕	
1	施設整備におけるコスト削減の推進	引き続き推進
	〔5-6-① 在日米軍従業員労務管理〕	
2	特別調達資金事務処理事業（成果重視事業）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表18-4-⑤参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の22項目について評価を実施し、その結果を平成22年3月31日に「平成21年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表18-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
	〔1-2-① 防衛装備品整備〕
1	T-7初等練習機
	〔1-2-② 施設整備〕
2	自衛隊中央病院建替整備事業
3	富士学校本部庁舎建替整備事業
4	沖縄射撃場整備事業
5	舞鶴（北吸・大波）栈橋等整備事業
6	千歳滑走路舗装整備事業
7	人間教育講堂建替整備事業
8	下甕島固定式3次元レーダー装置（J/FPS-5）関連施設整備事業
9	宮古島地上電波測定装置関連施設整備事業
	〔3-4-① 研究・開発〕
10	99式空対空誘導弾（改）
11	対空戦闘指揮統制システム
12	中距離多目的誘導弾
13	新戦車

14	NBC偵察車
15	高運動飛行制御システムの研究
16	実証エンジンの研究
17	海上配備型誘導武器システムの研究
18	フローノイズシミュレータの研究
19	滞空型無人機要素技術の研究
20	超音速空対艦誘導弾用推進装置に関する研究
21	アクティブ・電波・ホーミング・ミサイル搭載に関する研究
〔5-6-② 在日米軍施設整備等〕	
22	横須賀海軍施設における教育施設（技術）整備事業

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表18-4-⑥参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(3) 総合評価方式を用いて、「平成21年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の15項目について評価を実施し、その結果を平成22年3月31日に「平成21年度政策評価書（総合評価）」として公表。

表18-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
〔1-1-② 安全保障対話・防衛交流〕		
1	二国間防衛交流	引き続き推進
〔1-1-⑤ 運用〕		
2	防衛省・自衛隊による国際連合平和維持活動への参加	引き続き推進
〔1-1-⑥ 情報通信〕		
3	情報保証制度	引き続き推進
〔1-1-⑦ 調達・補給・管理〕		
4	装備品等の調達における品質管理	引き続き推進
5	建設工事等における入札・契約の適正化の推進	引き続き推進
〔2-3-② 募集・就職援護〕		
6	就職援護業務の民間委託	引き続き推進
〔2-3-④ 衛生〕		
7	防衛医学推進研究	引き続き推進
〔4-5-① 基地周辺対策〕		
8	民生安定助成事業（一般助成・防音助成）	引き続き推進
9	障害防止事業（共同受信施設）	引き続き推進
〔6-7-① 事務官等採用〕		
10	防衛省職員採用事務の効率化（電子化導入）	引き続き推進
〔6-7-④ 組織・定員〕		
11	地方における防衛行政の強化（地方防衛局への組織改編）	引き続き推進
〔6-7-⑦ 政策評価〕		
12	防衛省における政策評価への取組	改善・見直し
〔6-7-⑧ 任用〕		
13	子育てと仕事の両立支援施策（休暇制度、人事制度）	引き続き推進
〔6-7-⑩ 福利厚生〕		
14	子育てと仕事の両立支援施策（庁内託児施設）	引き続き推進
〔6-7-⑫ 監査・監察〕		
15	防衛監察について	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/28230_2.html) の表18-4-⑦参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成21年度における評価に係るもの

政策	政策目標	施策(広義)	施策(狭義)
<p>組目最、防衛省の任務である我が国の平和と独立を守り、我が国の安全を保持し、国際社会をよりよく統一的に</p> <p>め、小①我が国の任務である我が国の平和と独立を守り、我が国の安全を保持し、国際社会をよりよく統一的に</p> <p>化②我が国の任務である我が国の平和と独立を守り、我が国の安全を保持し、国際社会をよりよく統一的に</p> <p>し、我が国の任務である我が国の平和と独立を守り、我が国の安全を保持し、国際社会をよりよく統一的に</p> <p>す、我が国の任務である我が国の平和と独立を守り、我が国の安全を保持し、国際社会をよりよく統一的に</p> <p>る、我が国の任務である我が国の平和と独立を守り、我が国の安全を保持し、国際社会をよりよく統一的に</p> <p>を、我が国の任務である我が国の平和と独立を守り、我が国の安全を保持し、国際社会をよりよく統一的に</p> <p>を、我が国の任務である我が国の平和と独立を守り、我が国の安全を保持し、国際社会をよりよく統一的に</p>	<p>1. 「平成17年度以降にかかる防衛計画の大綱について(平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定)で定められた「防衛力の役割」並びに「防衛力の基本的事項」に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を整備し、運用する。</p> <p>② 日米安保体制を基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。</p>	<p>1. 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施</p> <p>2. 防衛装備品等の整備及び維持</p>	<p>① 防衛政策</p> <p>② 安全保障対話・防衛交流</p> <p>③ 軍備管理・軍縮・不拡散</p> <p>④ 情報収集・情報保全</p> <p>⑤ 運用</p> <p>⑥ 情報通信</p> <p>⑦ 調達・補給・管理</p> <p>① 防衛装備品整備</p> <p>② 施設整備</p> <p>③ 装備品等維持</p>
	<p>2. 質の高い人材の確保・育成を図り、教育訓練を充実する。</p>	<p>3. 自衛隊の人的資源の効果的な活用</p>	<p>① 教育・訓練</p> <p>② 募集・就職援護</p> <p>③ 予備自衛官・即応予備自衛官</p> <p>④ 衛生</p>
	<p>3. 質の高い装備品の研究・開発を推進する。</p>	<p>4. 防衛装備品の研究・開発の推進</p>	<p>① 研究・開発</p>
	<p>4. 防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るための施策を推進する。</p>	<p>5. 防衛施設の安定的な運用の確保</p>	<p>① 基地周辺対策</p> <p>② 補償等</p>
	<p>5. 在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。</p>	<p>6. 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進</p>	<p>① 在日米軍従業員労務管理</p> <p>② 在日米軍施設整備等</p>
	<p>6. 効率的・効果的かつ透明性の高い防衛行政を推進するため、高度の専門性に裏打ちされた組織を維持・整備する。</p>	<p>7. 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進</p>	<p>① 事務官等採用</p> <p>② 情報公開</p> <p>③ 個人情報保護</p> <p>④ 組織・定員</p> <p>⑤ 環境保全</p> <p>⑥ 広報</p> <p>⑦ 政策評価</p> <p>⑧ 任用</p> <p>⑨ 給与制度</p> <p>⑩ 福利厚生</p> <p>⑪ 会計制度</p> <p>⑫ 監査・監察</p>

(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2009/taiou.pdf>)参照

